

令和5年3月10日

◎大石委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎大石委員長 本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、17日金曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎大石委員長 御異議なしと認めます。

それでは、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

#### 《総務部》

◎大石委員長 初めに、総務部について行います。

議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

また、この後行う行政管理課の議案に教育委員会が関係するため、教育委員会より長岡教育長が同席しております。

◎徳重総務部長 それではまず、令和5年度当初予算の概要につきまして御説明をいたします。お手元の青色のインデックスで総務部とついた総務委員会資料、議案補足説明資料の1ページ目でございます。

令和5年度一般会計当初予算案の概要を御覧ください。令和5年度当初予算編成に当たりましては、県勢浮揚に必要な施策を着実に実行しつつ、今後の財政運営を見据えた編成に努めたところでございます。

令和5年度の一般会計当初予算の総額につきましては、下段の表(2)歳出の金額欄の一番下でございますように、4,784億円余りとなっており、前年度比で36億円余りの減となっております。

歳入と歳出の内訳につきましては、右から2列目の令和5年度と4年度との比較の列に沿って御説明をいたします。まず下の表、歳出の内訳ですが、(1)経常的経費につきましては、45億円余りの減となっております。主な増減といたしまして、人件費は職員の定年引上げに伴う退職手当の減などにより77億円余りの減。公債費は満期一括償還方式で借入れた県債の償還の増などにより17億円余りの増。その他は、観光博覧会に係る事業費の増などにより11億円余りの増となっております。

次に（２）投資的経費につきましては、ダム建設事業や造林事業の増に伴う補助事業費の増などにより９億円余りの増となっております。

次に歳入でございますが、上の表（１）歳入の右から２列目の比較の列を御覧ください。

（１）一般財源につきましては、法人事業税の減に伴う県税収入の減などにより１９億円余りの減となっております。

また、（２）特定財源につきましては、高知観光トク割キャンペーンの終了に伴う国庫補助金の減などにより１６億円余りの減となっております。

この結果、財源不足額は、中ほどの表の一番左の列にありますとおり約１６４億円となっております、前年度比で約２０億円増加しております。この財源不足への対応などにつきましては、次の２ページ目を御覧ください。

１、中期的な財政運営を見据えた財源不足額への対応でございますが、財源不足額１６４億円につきまして、①と②で対応をしております。①でございますが、令和４年度２月補正におきまして、地方消費税清算金や地方交付税の増加分などを活用し、財政調整的基金の取崩しを７８億円取りやめた上で、当初予算における１３４億円の取崩しに活用をしております。また、②でございますが、資金手当債について、前年度比で１０億円減となる３０億円を発行することとしております。こうした対応の結果、財政調整的基金の残高は、令和４年度並みとなります１７８億円を確保してございまして、安定的な財政運営を維持できるものと考えております。

次に、３県債残高でございますが、臨時財政対策債を除く県債残高につきましては、国の５か年加速化対策などの活用によるインフラ整備の加速などによりまして、一時的に増加はするものの、令和７年度をピークに逡減する見込みでございます。今後とも県勢浮揚に向けた施策を着実に実行しつつ、基金残高と県債残高のバランスに留意しながら安定的な財政運営に努めてまいります。

以上が、令和５年度の一般会計当初予算の概要でございます。

続きまして、３ページ目を御覧ください。２月補正予算の概要につきまして御説明を申し上げます。右側の令和４年度２月補正予算案のポイントを御覧いただきまして、国の補正予算などによる財源を活用し、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策などの取組を推進するとともに、先ほど申し上げましたとおり、財政調整的基金の取崩しを７８億円取りやめることにより、一定の基金残高を確保しております。

主な事業のうち、１新型コロナウイルス感染症対策につきましては、入院患者を受け入れるための病床確保や、保育所、幼稚園などにおける感染防止対策を進めるものでございます。

また、２物価高騰対策につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用しまして、一般消費者等に対するＬＰガス代の支援のほか、畜産農家の構造転換に向けた支援や、園芸用

ハウスの長寿命化、低コスト化に係る支援などを行うものでございます。

3その他につきましては、生活福祉資金特例貸付を受けた世帯に対する相談支援などに係る経費への補助や、保育園、幼稚園等における登園管理システム等の整備を行うものでございます。

以上が、2月補正予算案の概要でございます。

続きまして、4ページをお開きいただきまして、令和5年度の組織改正などによる体制強化の概要について御説明を申し上げます。基本的な考え方といたしましては、予算編成と同様の考えに基づきまして、県の体制を強化することといたしました。

主なポイントについて申し上げますと、まず、1経済の活性化に関しましては、第4期産業振興計画のバージョンアップにあわせて、関西圏との経済連携の強化、連続テレビ小説を生かした観光振興などについて、人員を重点的に配置するなど体制を強化することとしております。

具体的には、1つ目の関西圏との経済連携の強化では、関西・高知経済連携強化戦略に基づく取組をさらに推進するため、地産地消・外商課の関西戦略室を増員するとともに、高知県地産外商公社に関西事業本部を設置するなど、体制を強化することとしております。

2つ目の連続テレビ小説を生かした観光振興では、「らんまん」の放送を契機とし、本格化するイベントの開催やプロモーションの展開などの取組を推進するための体制を強化しております。

次に、右側を御覧ください。2日本一の健康長寿県づくりに関しましては、新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症等に備え、保健医療提供体制を整備する取組を推進するため、健康対策課の体制を改編し、新興感染症担当チームを設置することとしております。

3中山間対策の充実・強化に関しましては、中山間地域の目指す姿や施策などを示す中山間地域再興ビジョンを策定し、中山間対策をより一層推進するための体制を強化することとしております。

その下の4南海トラフ地震対策の強化に関しましては、南海トラフ地震発生後、早期に住民が生活を再建できるよう、市町村における事前復興まちづくり計画策定を支援するため、南海トラフ地震対策課に事前復興室を設置することとしております。

5ページ目を御覧ください。5文化芸術とスポーツの振興に関しましては、県史編さん事業の推進や、地域スポーツ及びスポーツツーリズムを推進するための体制を強化することとしております。

6インフラの充実と有効活用に関しましては、四国8の字ネットワークの早期完成に向け、土地開発公社から用地買収事業を継承し、着実に整備を促進するため、用地対策課に高規格道路用地室を設置することとしております。また、県民の安全・安心の実現のため、令和5年5月から施行される盛土規制法に迅速に対応する盛土対策室を都市計画課に設置

することとしております。

次に、右側を御覧ください。7 デジタル化の推進に関しましては、行政事務を抜本的に見直し、全庁一丸となってデジタル化の取組を推進するための体制を強化することとしております。

8 グリーン化の推進に関しましては、森林吸収源対策の推進や持続可能な林業振興に向けて、再造林推進プランを策定することとしており、再造林を促進するため木材増産推進課に再造林推進室を設置することとしております。また、2050年カーボンニュートラルを目指した取組の一環として、脱炭素社会推進アクションプランを改定するとともに、オール高知での取組拡大に向け、普及啓発等を推進するための体制を強化することとしております。

9 グローバル化の推進に関しましては、高知龍馬空港新ターミナルの整備検討や、水産業における輸出振興に向けた取組を推進するための体制を強化することとしております。

6 ページは令和5年度の組織改正を図にしたもの、また、7 ページは令和5年4月からの知事部局の組織機構一覧でございます。

組織改正の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、総務部に関係する予算につきまして、総括して御説明をいたします。まず令和5年度当初予算でございます。8 ページ目を御覧ください。

一般会計につきましては、上の表を御覧ください。総務部の令和5年度当初予算の総額は1,365億2,527万6,000円をお願いしております。

特別会計につきましては、下の表を御覧ください。収入証紙等管理特別会計として8億5,199万3,000円。県債管理特別会計として1,069億9,990万6,000円をお願いしております。それぞれの詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

次に、令和4年度の補正予算につきまして御説明をいたします。9 ページを御覧ください。一般会計につきましては、総務部の補正予算の総額は8億3,826万7,000円の減額をお願いしております。また、特別会計につきましては、収入証紙等管理特別会計で1億1,365万2,000円の減額。県債管理特別会計で5億3,555万2,000円の減額をお願いしております。こちらについても、それぞれ詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきます。

次に、総務部関連の条例その他議案でございます。お手元の冊子で右上に⑤とある、高知県議会定例会議案、条例その他の表紙をおめくりいただき、目録を御覧ください。

総務部からは、第43号から第48号までの6件の条例議案と、1枚おめくりいただきまして、第69号の1件のその他議案を提出させていただいております。なお、議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、報告事項でございます。お手元の資料、表紙に総務委員会資料、報告事項と記載

されております資料を御覧ください。

今回報告いたしますのは、市町村振興課から、高知県水道広域化推進プランについて、デジタル政策課から、令和5年度高知県デジタル化推進計画のバージョンアップについて、の2件でございます。こちらも詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、主な審議会等の開催状況につきまして御説明をさせていただきます。資料は最初に御覧いただいております議案補足説明資料のうち、赤色のインデックス、審議会等のページをお開きください。表題に主な審議会等の状況、総務部12月15日から3月9日までと記載している資料でございます。

まず、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては、令和4年12月16日、令和5年1月24日及び2月16日に開催いたしまして、諮問案件4件について審議し、答申が決定されております。

次に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては、令和5年1月19日及び2月21日に開催いたしまして、諮問案件5件について審議し、うち3件は答申が決定され、2件は審議を継続することとなっております。

次に、高知県公文書管理委員会でございます。今期につきましては、令和5年2月2日に開催いたしまして、保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄等、2件の諮問に対して答申が決定されました。

次に、高知県公文書開示審査会でございます。今期につきましては、令和5年1月17日及び2月7日に開催いたしまして、諮問案件1件について審議し、答申が決定されております。

次に、高知県個人情報保護制度委員会でございます。今期につきましては、令和5年1月30日に開催いたしまして、諮問案件1件について審議し、答申が決定されております。

次に、高知県特別職報酬等審議会でございます。今期につきましては、令和5年1月6日及び2月6日に開催いたしまして、議員報酬の額や、知事、副知事及び教育長の給料の額、退職手当の支給基準について審議し、2月6日に知事に答申がなされております。なお、審議会の開催状況につきましては、担当課長からの説明は省略させていただきます。

私からは以上でございます。

#### 〈行政管理課〉

◎大石委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

初めに、第44号議案について、行政管理課の説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 当課からは予算議案が1件、条例議案が3件、その他議案が1件、合計5件を御説明をさせていただきます。

それでは、議案の順番と異なりますが、教育委員会が関係しますことから、説明の順を

入れ替えまして先に第44号議案、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして、御説明をさせていただきます。議案補足説明資料の赤色のインデックス、行政管理課の1ページを御覧ください。

まず、1条例改正の趣旨でございますが、臨時的任用職員の任用等に当たって、住居の移転が必要となる場合に、正職員と同様にその赴任及び帰住にかかる旅費を支給しようとするものでございます。

2条例改正の内容といたしましては、赴任及び帰住に関する規定を改め、赴任旅費及び帰住旅費の対象者に臨時的任用職員を加えるものでございます。

(2)といたしまして、その他文言の整理など、所要の規定の整備を行うこととしております。

最後に、3施行期日でございますが、令和5年4月1日から施行することとし、今回の4月1日付の人事異動に伴う赴任等から旅費を支給することとしたいと考えております。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案の説明は以上でございます。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎塚地委員 基本的には条件の改善が進むということで、大変喜ばれていると思います。旅費の計算のことなんですけど、正職員の皆さんと同じ規定の中身で計上されるというもののんでしょうか。

◎寺村行政管理課長 旅費の計算の考え方は、正職員と同様でございます。

◎塚地委員 今後期限はなくて、ずっとこの条件のままいくということによろしいですか。

◎寺村行政管理課長 はい。今後4月1日以降は、ずっと同様にと考えております。

◎加藤委員 想定される具体の件数みたいなのはありますでしょうか。

◎寺村行政管理課長 現在、臨時的任用職員が教育委員会にしかおらず、教育委員会のほうで想定しておりますのが、住居の移転を伴うような旅費の発生については、大体80名程度が対象になるのではないかというふうに聞いております。

◎加藤委員 住居の移転に伴うということは、家賃の補助というか、手当なんかも影響してくる可能性もありますけど、そのあたりはどうなんでしょうか。

◎寺村行政管理課長 住所の移転に伴って、新たに住居を借りた場合の住居手当が支給されることになります。

◎野町副委員長 後で人事課から説明があるのかもしれませんが、組織改正について部長から説明があった、5ページのスポーツ課の体制強化ということで、子供たちが地域スポーツに親しめる環境づくりなどの取組を強化ということで、地域スポーツ担当チームを設置で5名体制という御説明がありました。教育長も御出席いただいているのですが、これは要は中学校の部活の地域移行に関わって、県教委と連携をするための組織強化なのかなということも想定をしてるんですけど、そこら辺どうなのかというところを。

◎寺村行政管理課長 今回、地域スポーツ担当チームを設置いたしましたのは、先ほど副委員長がおっしゃいましたとおり、部活動の地域連携等のことも想定をいたしまして、教育委員会とも連携をしまして、地域のスポーツ活動の拠点づくりなどを進めるために行うものでございます。

◎野町副委員長 安心しました。5名体制ということで、大変強化をいただいてよかったですと思います。私、先般、県立そして市立の安芸中学校を訪問させていただきまして、野球部の部員が3名。びっくりしました。団体競技が、本当にかわいそうな状況になっております。1つの中学校でどうのこうのって、なかなか難しいと思いますので、やはりクラブチームなんかが、県教委を含めた各種大会に参加を正式にできて、成績も上げられるということを、ぜひこのスポーツ振興のチームも含めて、市教育委員会と協議をいただいて。子供たちがしっかりとこの時期に思い出をつくれるように、あるいは成果を上げれるように、取組をしていただきたいと思います。その点、何かございますか。

◎長岡教育長 今、おっしゃっていただいたように、子供たちがやりたいスポーツを継続してできるということは、学校の中だけでそれを実現するのはなかなか難しいと思います。そういう意味で地域連携とか地域移行とかを含めて考えていかないといけない。その点についてはまた、市町村教育委員会とも十分に協議をいたしまして、できるような形をつくっていくように支援していきたいと思っております。

◎野町副委員長 私は東部の人間ですが、やはり野球、サッカーあるいは吹奏楽部を含めて、とにかく団体競技をやりたいんだけどできない。だから高知市に行くんだ、南国市に行くんだという、いわゆる学校を選ぶための人口流出ということにつながります。そこを食い止めるという点でも、非常に大事なことで私は思っている。ぜひ教育委員会、そして知事部局にしっかり御協力いただいて、お願いしたいと思いました。

◎大石委員長 質疑を終わります。

ここで教育長は退席いたします。

それでは、引き続き行政管理課の説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 引き続き、行政管理課の所管議案につきまして御説明申し上げます。

まず、令和5年度当初予算につきまして、お手元の資料ナンバー②議案説明書（当初予算）の24ページをお開きください。来年度の歳入予算でございます。

1行目の9国庫支出金は、地方公務員給与実態調査事務委託金といたしまして、7万9,000円を計上しております。これは総務省が実施する地方公務員の給与実態調査が5年に1度、指定統計として行われることで、これに係る経費に充てるため交付されるものでございます。

4行目の14諸収入の5総務部収入は、会計年度任用職員の労働保険料の自己負担分として、21万円を計上しております。

次に、25ページをお開きください。当課の令和5年度歳出予算の総額は、本年度欄にありますとおり12億2,493万9,000円で、前年度より2,373万3,000円の増額となっております。これは定年の引上げ等に伴い、給与システムの改修を委託するものでございまして、そうした予算を計上したものでございます。

主な内容につきましては、右端の説明欄に沿って御説明をさせていただきます。まず、1 一般管理費は、知事部局全体の職員の時間外勤務手当等を計上しているものでございます。これまでの時間外勤務手当等の決算額も参考としつつ、今年度とほぼ同額の、給与年額の8.8%相当であります9億6,256万7,000円を計上しております。

2 人件費は、当課の職員16人分の給与費でございます。

3 行政管理費のうち、給与システム改修委託料は、定年引上げに対応するため、給与システムの改修を委託するものでございます。

下から2つ目の事務費の主なものにつきましては、知事部局全体の職員に係る赴任旅費や、障害者ワークステーションにおけます会計年度任用職員のスタッフ14名、支援員4名の報酬共済費等でございます。

一番下の4 外部監査費につきましては、地方自治法の規定によりまして、都道府県に義務づけられております包括外部監査に関しまして、委託料の上限額を計上しているものでございます。これまでの決算額等も踏まえまして、今年度と同額の1,100万円を計上しております。なお、来年度の包括外部監査契約の締結に関する議案につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

当初予算に関する説明につきましては、以上になります。

続きまして、第43号の議案につきまして御説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料ナンバー⑥の18ページを御覧ください。

第43号、知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案についてでございます。まず、1 条例改正の目的でございますが、本県の経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額を令和5年度の1年間、時間的に減額しようとするものでございます。

2 主要な内容につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、知事につきましては現在の任期中の令和5年12月6日までの間、表の右端の欄の括弧書きにありますとおり、知事は10%、副知事は3%、常勤の人事委員会その他の者につきましては2%の減額を行おうとするものでございます。

次に、3 施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。

続きまして、同じ資料の41ページを御覧ください。第45号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして、こちらの新旧対照表のほうで御説明をさせていただきます。

今回の改正は、関西・高知経済連携強化戦略に掲げます万博・I R連携プロジェクトを推進するため、来年度、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会、いわゆる万博協会に職員を派遣することができるよう、必要な改正をしようとするものでございます。

改正内容としましては、公益社団法人を含む一般社団法人や一般財団法人へ職員を派遣しようとする場合、現在の条例では、右側の旧のほうですが、その下の（1）の下線のとおり、県が基本財産その他これに準ずるものを拠出している、または県が社員になっている法人に職員を派遣することができることとしております。

しかしながら、今回派遣する予定の万博協会は、このいずれにも該当しませんことから、左側の新しい「イ」ですが、「公共の利益の増進を目的とする事業を行っているもので、県がその事業に参画し、または協力することが県の施策の推進に有益であると認められるもの」を追加することによりまして、万博協会へ職員を派遣することができるよう改正するものでございます。あわせて、人事委員会規則に当該団体を追記することを予定しております。

施行期日につきましては、職員の派遣を予定しております令和5年4月1日としております。

最後にお手元の資料のナンバー⑤の、議案条例その他の44ページをお開きください。第69号議案、包括外部監査契約の締結に関する議案でございます。本議案は地方自治法で実施が義務づけられております包括外部監査を、来年度は、4契約の相手方にありますとおり、弁護士の紫藤秀久氏と契約しようとするものでございまして、地方自治法の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

3契約の金額は、当初予算に係る説明で申し上げましたとおり、1,100万円を上限額としております。

紫藤氏につきましては、今年度も委託をしております、来年度は2年目となります。地方自治法の規定におきまして、3年までは同一の相手と連続して契約することができることになっておりまして、来年度も紫藤氏と契約しようとするものでございます。

なお、本年の1月31日付で高知県監査委員から、来年度におきましても紫藤氏と包括外部監査契約を締結することについて、異議のない旨の意見をいただいております。

行政管理課からの説明は以上でございます。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎塚地委員 45号議案で御説明をいただいたこととお伺いをしたいと思います。今回、新たに大阪万博協会のほうに派遣されるということで、この規定を新たにつくるということになってるんですけども、今までなくて、今回初めて行われるということですか。

◎寺村行政管理課長 こうした団体の派遣ということが、今回初めてでございます。

◎塚地委員 この条例案を見ると、第2条の「イ」の部分が追加をされたということだと

思うんですけれども。この「イ」に書かれてる部分というのは、例えば「公共の利益の増進を目的とする事業を行っているもので、県がその事業に参画し、又は協力することが県の施策の推進に有益であると認められるもの」という表現になると、執行部側の判断が規定をするという中身になって、その客観性をどう担保するのかというところが不明確なまま行くんじゃないかというところを私どもは心配しています。例えば県が万博協会だけでなく、それ以外にも、ここは重要なところなんだよ、例えばこの間みたいに東京五輪みたいな感じのところの協会なんかに派遣をしますよというようなことも含めて、それがどの段階のどの判断で、その職員を派遣することができるようになるのかというところの内容が、とても曖昧のように思うんです。万博派遣ありきでこの規定を入れるんじゃないかと思えるんですけれども、そこはどういう議論になったのかということをお教えいただけませんか。

◎寺村行政管理課長 まず本県の条例を見たときに、旧のとおり、資金を拠出している等のところに限定されていたところですけども、他県の条例等を見ますと、今回追加しておりますように、県の行政にとって非常に効果的な、進めるために必要な団体について派遣することができるというのは、他県の状況でもありました。また、客観性につきましては、今回知事部局としてはこの条例を追加することにしますが、改めてこの団体に派遣しようとする場合は、人事委員会規則に追加してもらわなければなりませんので、人事委員会ともそこら辺を協議して、客観性を高めていきたいと思っております。

◎塚地委員 他県というのはどんな感じですか。

◎寺村行政管理課長 参考にさせていただきましたのは、例えば東京都ですと「公共の利益を増進する目的で事業を行っている団体で、都がその事業に参画した協力することが、この施策の推進に有益と認められるもの」等ですね。本県と同じようなことを書いております。

◎塚地委員 つまり他県というのは都ですか。ほかにもありますか。

◎寺村行政管理課長 あと例えば京都府でございますと、そちらの業務が、県と密接な関連を有するものでありということで書いておるところもございます。

◎塚地委員 公務員の方がいわゆる民間に派遣された場合の公平性とかいうところで、いろんな問題が出てくる可能性があるんじゃないかというのは、今回いろいろ東京五輪の問題をめぐっても出てきている課題で、そこは慎重でないといけないんじゃないかと私たちは考えているということと、派遣された先での、その方の労働条件とか管理とかいうのは、身分的にどうなるのかということもあわせて、あくまで派遣先で全て完結されるようになるってことですね。

◎寺村行政管理課長 派遣は割愛ではございませんので、高知県の職員として身分を持ちつつ、向こうの身分を持つ形になります。いわゆる勤務時間等の労働条件は、基本的には

相手方の団体の条件に即した形になると思っております。

◎塚地委員 身分は県庁職員のままだけれども、労働実態とその職務についてのいろいろな管理というのは、派遣先に管理されるという形になると。

◎寺村行政管理課長 はい。派遣先のほうで、一義的にはまず管理をしていただくことになると思います。

◎塚地委員 今回、この万博協会に派遣しなくてはならないという根拠は何なんですか。

◎寺村行政管理課長 先ほど申し上げましたとおり、本県では関西戦略を進めておりまして、中でも万博・IR連携プロジェクトを推進するために、まずはそうした事業の情報の収集をすること。また、そうした国家プロジェクトに職員が携わることによりまして、スキルの向上や人脈やネットワークの構築にも期待することができることから、派遣を考えたものでございます。

◎塚地委員 基本的には何名ぐらいを考えてらっしゃるんですか。

◎寺村行政管理課長 1名でございます。

◎塚地委員 派遣期間みたいなものはどういうことに。

◎寺村行政管理課長 派遣期間は2年間を予定しております。

◎塚地委員 その個人を想定して2年間だけという。1人ですよね。1人を2年間という。

◎寺村行政管理課長 はい、そうでございます。

◎塚地委員 その協会の中に入れなくてはいけないというところが、ちょっと私には納得がいかない話で。しかも新たにこういう規定を設けて、また次、どこかができれば、そういうことが繰り返される可能性もあるということですよ。

◎寺村行政管理課長 その都度都度の判断になると思います。先ほど申しました業務の密接、それから派遣することの有効性を考えて、判断をしていくことになると思います。

◎塚地委員 有効性は、そのスキルを上げる、情報を早くつかんで県との連携を強めるというところですか。

◎寺村行政管理課長 県の事業にとっての有効性や、また本人のスキルを積むことによる本人への勉強ということで。それぞれあると思います。

◎塚地委員 他県からも来るんでしょうか。

◎寺村行政管理課長 この万博協会ですが、全体の職員数が約500名程度おりまして、そのうち地方自治体から4割程度、約180名ほど派遣をされております。

◎塚地委員 他の都府県からも、相当な人たちがそこへ参加してということですよ。

◎寺村行政管理課長 その多くは開催地の大阪府でございますが、大阪府以外の自治体からも約30名ほど派遣をされております。

◎塚地委員 つまり150名は大阪府。

◎寺村行政管理課長 はい。大体それぐらいです。

◎塚地委員 分かりました。今じゃなくても構いませんけども、30名の内訳的なものはありますか。

◎寺村行政管理課長 大体関西圏の県が多いですけども、三重県、滋賀県、京都府、兵庫、奈良、和歌山と、それから関西圏以外からも鳥取県、徳島県、香川県からも派遣となっております。

◎塚地委員 今後の運用のことも含めて、私は一定慎重でないといけないんじゃないかと思ってまして。いろいろ伺わせていただきましたので、また検討してみたいと思っています。

◎上田（周）委員 私は本会議でも関西戦略を取り上げて、質問もさせてもろてますが。関西万博ですから、今やり取りがありました万博協会への派遣職員というのが、中心になっちゅうのが和歌山とか京都、大阪、兵庫とかいうんですよね。先ほど1名ということですが、例えば事務職員とか技術職員というのは結構ノウハウ持ってないと、即戦力の面からなかなか大変じゃないろうかと。そこまで検討されて派遣するのかどうか、そのあたり具体をお聞かせください。

◎寺村行政管理課長 今回派遣いたしますのは事務職を想定しております。派遣先の業務につきましては、例えば企画でありますとかイベント等、事務職員で対応できるような部署をお願いをしておりますが、最終的に勤務先といいますか、部署が決まったという御連絡はまだない状態でございます。

◎上田（周）委員 結構行ったら厳しいというか、忙しい部署かなと想像しますので、人選というか、経験がある方とか、当然検討されると思いますが、その辺をよろしく願いします。

◎森田委員 その万博協会への派遣は大きな組織で、県が目指しちゅう関西戦略とリンクするところもいっぱいあるから行くわけやし。いろいろ目先の手さばきの実務を上げてくるのもいいけど、同じような派遣県の職員なんかから吸収するところもいっぱいあるんで、そこで吸収する部分を高知県政へ。ぜひとも効果的な人材を派遣して、県へのフィードバックも関西戦略のメリットも、多面的に効果を発揮してほしいなど。ぜひ勉強も兼ねて行ってほしいと思います。

特別職の、知事、副知事の条例の改正。確かに経済事情だとか財政状況、言うたらもう永遠にあるわけやけど。ずっとカットが続きゆうようやけど、去年度、前々年度から言うたら、大体どんな継続性になってますか。

◎寺村行政管理課長 現在の知事の給与カットは、尾崎知事のと、平成20年ぐらいからずっと続いております。最後は知事の御判断だとは思いますが、先日開きました特別職の報酬審議会等でも、委員の方々からはあんまり常態化するのは好ましくない。経済

状態、財政状況を受けて、分かるけれども、一定どこかで区切りをつけなければならないのではないかというお話がございまして。特別職報酬審議会の答申の際に、委員長のほうから知事に、例えば現在の任期を1つの区切りとして見直してはどうかというふうな御発言もあったところでございます。

◎森田委員 確かにそんな声が出るのは当たり前と思うけど。本県の財政事情だとか、周辺の近年の経済状況、こんなことを言うと永遠に。節減効果は知事だけで言えば10%で12万円かえ。12か月で144万円、賞与を入れても170、180万円。それでモチベーションが下がるわけでもないろうけど、土曜も日曜も夜もなしに働かれて、2%、3%の節減効果よりも、しっかり働いてもらって。もう12年、尾崎知事のときにやって、それからあとまた3年やって、もう1年またやってと、こんなことでね。もうしっかり満額で働いてもらう。当たり前やと思うけど。これはもう節減効果というよりも、県民感情というか、他県倣いというか。他県もどうなんやろうかと、いろいろ思うんやけど。僕らは情報がないけど、もうこんないいかげんに、こんなもん早うに戻す。あと、審議会が答申をしたら、知事の御判断を最後、本人の決断でや言うて。こんなことをされて、答申をはねのけるわけにいかんしね。もうちょっと配慮しちゃらないかんと思うで。部長はどんなふうに思われます。こんなものはやめたらいいと思う。

◎徳重総務部長 まず特別職の報酬等審議会自体は、知事のもともとの給与額の水準を決める審議会です。例えば物価の高騰であったりとか、ほかの県の特別職の給与水準を見て、水準自体を引き上げたほうがいいのかどうかを判断するための審議会ですので、直接この知事給与のカット、1年ごとに出させていただいているカットについて、この審議会自体では審議事項にはなっていないというのが実情でございまして。この1年ごとに出させていただいている給与の時限的な削減というのは、あくまで知事の判断で出しているものです。

ただ、審議会の委員からの御意見としては、自分たちが精緻に報酬の額を前後させたとしても、それで10%カットみたいなことをされたら、この議論は何だったんだろうという御意見があつて。今回の2月6日の審議会では、そもそもこの特別なカットというのは時限的なもので、構造的にやるべきではないというのを、知事に意見として申し添える、付言する形でいただいております。しかも今回は時期も区切った上ということですから。やはり4年間やってきたところもあるので、今回どういう判断になるかは当然知事の御判断だけれども、ただ、1つの任期を区切りとしてはどうかという意見をいただいているところでございます。もちろん、この知事給与のカットというのは、任期とか、1年1年ごとで考えていくということもございましてけれども、来年度になって、一般的な賃金の状況であったり、あとはもちろん公務員でございまして、人事委員会の勧告などを受けて一般職の職員がどうなるかといったところも踏まえて、最終的には判断をしていくというこ

とになると思っております。

◎森田委員 あんまり詳しい細かいことはよう分からんけど、しっかり支払って。もう当初の額でやって。隗より始めよ。今ここへ来て春闘も給与改定がどこも5、6%満額回答で、景気刺激、景気対策もあるけど、生活逼迫の分もカバーしよう。いろんな動きでそうなりゆうときに、任期4年が区切りだねと、単年度でこんな答申はしゆうけどと、そんな理由にならんし。もうこの時期にこそきちっと戻して。この2%、3%で県経済をどればあカバーするかなんかよりも、僕はマイナスが大きい。他県の状況はどうか知らんけど、知事の御繁忙なことを思うても、もういいかげんやめたらいいと思う。尾崎知事も12年。その後の3年、これから4年目。どうぞこんな意見があったということも。

◎徳重総務部長 先ほど、減額による効果は幾らぐらいかということがありましたが、年額で大体200万円ちょっとぐらいになります。委員からもお話がありましたように、世の中の情勢として賃上げを図っていくこの時期に、知事の給与カットを続けるのかという御指摘だったかと思えます。もちろん県としても、いろんな産業で賃上げが整う環境を支援をしていかないといけないというのが、今は一番大きなところでございます。もちろんこの物価上昇の状況を考えていくと、やはり賃上げができる環境をできるだけ整えていきたいというのが思いではございます。ただ、いざこの給与に関して言うと、そこは知事が率先して自分の給与を少し戻していくのかというよりは、そういう環境はつくりつつも、世の中が賃上げができてきて、そういうところの効果なども見極めた上で、ここはまだ隗より始めよの部分ではないのかなと思いつつながら、最終的には民間であったり公務員給与の状況なども見て、また来年度判断をしていきたいという思いで、今回は1年間の時限で、条例の提出をさせていただいたというところでございます。

◎森田委員 やっぱり行政の硬直化というかね、社会情勢にもっと機敏でないといかんと思う。みんなが上がった後で特別職は1段上がるとか、県庁職員が上がった後にするかとか、そんなことよりも、知事の、特別職のこういうことが、社会では1つの判断材料になるんで、僕はもうこの期に及んで逡巡するべきじゃないと思う。単年度でどんどん決断していきゆうんやったら、時宜を逸することがないように決断、判断して、大した額じゃないとすればなおのことね。全員でたった200万円ぐらいのことで。何か硬直化しちゆうなと感じましたので、ここでは一言言わせていただきました。県民の代表というかね、僕らは生活者の声を持ってやりゆうんやから、言わせていただいたんやけどね。

◎三石委員 私のほうからもね。もうそろそろ元に戻していいんじゃないかと、そういう意見があったということも添えさせてもらいます。何人かがあったということで。もうそろそろええろ。

◎塚地委員 委員会がみんなそれで一致しましたと言われたら何かあれなので。おっしゃりゆうことも分からなくもないんですけれども、やっぱり知事、特別職のお気持ちとして、

本当にコロナ禍から痛められた上にすさまじい物価高で、県民的にはやりくりがもう限界だというような声も知事のところには届いているんだと思うんで。そういうことを考えながらの御判断かなという意見もあったと言うちよってください。

◎寺村行政管理課長 1点だけ訂正させてください。先ほど、今の10%カットのスタート時点は20年と言いましたが、平成30年4月1日から10%はスタートしておりますので、訂正させていただきます。

◎森田委員 10%の前は何%カットやったが。満額に復元しちよったわけ。

◎寺村行政管理課長 違います。30%カットからに続きまして20%カットで、現在の10%カットになったのは平成30年4月1日ということでございます。

◎森田委員 そうやろ。まあ時代も見ながら、硬直化した判断じゃなしに。今こそ景気動向を見て、満額の元の位置に戻して。そういうことだろうと思うで。もう令和5年。そういう社会情勢を機敏に判断をしていくべきやと思いますんで、もう1回言わしてもらいました。

◎徳重総務部長 各委員からいただいた御意見は、当然知事にもお伝えさせていただきます。やはり公務員の給与、特に一般職ではございますけれども、人事院、人事委員会の勧告などを踏まえながら考えさせていただくということで。次の人事院、人事委員会の給与水準とかというのが今度の夏にはまた出てくるとは思いますので、それを踏まえて、どれだけ世の中の賃上げの状況とかが整ってきているかというのも判断させていただいた上で、今回の委員会での御意見、報酬審の委員の皆さんからの御意見もありましたので、そこで考えさせていただきたいと思っております。

◎森田委員 やっぱりね、判断の時期を逸することなしにね。社会全体が、この困窮の物価高だとかいろんなことで、社会が元へシフトバックしてやるときに、だらだらと前の悪弊というか、そういう慣例を引っ張らんように、しっかりと時期を見て判断をされるように。そういう声が強かった、多かったと。

◎大石委員長 それでは質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

#### 〈秘書課〉

◎大石委員長 次に、秘書課の説明を求めます。

◎大原秘書課長 令和5年度の当初予算につきまして、御説明をさせていただきます。

お手元の資料ナンバー②議案説明書（当初予算）の8ページをお開きください。令和5年度の秘書課の歳入予算は、総額20万円を計上しており、対前年度比1,000円の増額となっております。主な理由としましては、会計年度任用職員の労働保険料の算定率が変更されたためです。

続きまして、9ページをお願いいたします。令和5年度の秘書課の歳出予算額は、上段

の総務費の本年度欄にありますように、総額1億3,110万円を計上しておりまして、対前年度比100.2%でございます。

内訳でございますが、まず右の説明欄、特別職給与費が3,981万1,000円となっております。これは知事、副知事の給与費でございます。

次に、人件費の7,217万2,000円は、秘書課職員9名分の給与費でございます。

次に、秘書費の1,911万7,000円でございますが、まず警備委託料としまして100万円を計上しております。これは知事公邸の機械警備に要する経費でございます。

最後に、事務費といたしまして1,811万7,000円を計上しております。内容は、秘書課2名の会計年度任用職員の人件費や、秘書業務を遂行する上で必要な事務経費や旅費、対前年度比86万8,000円の増となっております。主な理由としましては、知事車の運転用務について、県外等の遠方出張時に、安全性の向上、職員の運転業務に対する負担軽減及び業務効率化を図るため、外部からの専門ドライバー派遣により役務費が増額したためです。

また、この予算以外に、知事、副知事の交際費といたしまして、財政課所管の財政費の中に150万円を計上しております。

説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、秘書課を終わります。

#### 〈政策企画課〉

◎大石委員長 次に、政策企画課の説明を求めます。

◎甫喜本政策企画課長 初めに、令和5年度当初予算につきまして、お手元の資料ナンバー②議案説明書（当初予算）の11ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明させていただきます。寄附金としまして1,742万6,000円を計上しております。こちらは、いわゆるふるさと納税による寄附のうち、令和5年度に当課の事業に充当する予定の寄附金でございます。

また、諸収入として78万2,000円を計上しております。こちらは、東京事務所職員の借り上げ宿舎に係る本人負担分の共益費等でございます。

次に、歳出につきまして、12ページをお願いいたします。一番上の行、当課の令和5年度当初予算は総額3億9,828万8,000円でありまして、前年度より1,797万円余りの増額となっております。

主な内容につきまして、右側の説明欄に沿って説明させていただきます。まず、1人件費につきましては、当課職員の給与費として12名分、8,700万円余りを計上しております。

次に、2政策企画総務費につきましては、政策提言活動など県行政の全般調整に係る経

費や、会計年度任用職員に係る経費として、570万円余りを計上しております。

企業版ふるさと納税マッチング業務委託料につきましては、企業版ふるさと納税制度を通じて、本県に寄附をいただける企業の掘り起こしと仲介に係る業務を委託するものでございます。

次に、3連携推進費は、全国知事会、四国知事会に関する活動経費、また、四国4県の連携を推進するための経費などとして、1,470万円余りを計上しております。

四国知事会分担金と全国知事会分担金は、それぞれの活動、運営に要する経費に対する分担金でございます。

その下の四国4県連携推進費負担金は、四国4県が連携し、一体として取り組むことにより、効果的、効率的な対応が期待できる事業について、4県が均等に費用を負担するものでございます。

その次の日本創生のための将来世代応援知事同盟負担金は、本県をはじめとする23県知事で構成される知事同盟の負担金でございます。

その次の薩長土肥連携事業負担金は、本県と山口、佐賀、鹿児島の4県で構成される薩長土肥同盟推進協議会への負担金でございます。来年度は高知県におきまして、幕末明治の偉人や、その志を学ぶ青少年交流事業を実施することとしております。

続いて、13ページをお願いします。4こうちふるさと寄附金事業費は、いわゆるふるさと納税の広報経費や、寄附をいただいた方へお送りする記念品の調達に係る費用など、6,332万円余りを計上しております。

このうち記念品配送等委託料は、記念品の調達や発送業務などを県内の事業者へ委託するものでございます。

その下のパンフレット作成等委託料は、ふるさと納税の記念品などについて、パンフレットの作成やポータルサイトへの掲載等を委託するものでございます。

また、その下の地域活性化支援事業費補助金は、昨日の下村議員の一问一答でもお答えをさせていただきましたが、新たにふるさと納税によるクラウドファンディングの仕組みを活用して、NPOなどの民間団体が行う地域活性化の取組を支援するものでございます。

お手元の議案補足説明の赤色のインデックス、政策企画課の1ページを御覧ください。まず、1現状と課題につきましては、現状、民間団体が地域活性化の取組を行うに当たっては、団体の会員自らの持ち出しや物販のほか、団体独自に募金活動やクラウドファンディング等による資金調達を行っているところですが、独自の取組では必要な資金が集まりづらいといった課題がございます。

そこで、2対策といたしまして、税の控除や返礼品など寄附者にメリットがあるふるさと納税制度を活用しまして、資金調達に苦慮しているNPOなどの民間団体が行う、地域活性化に資する取組を支援することといたしました。

具体的には、下の補助金の概要の（１）補助内容の２つ目の丸にありますとおり、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを行うことで、民間団体の取組を広くPRし、その寄附金を補助金の財源として活用することとしております。

（２）補助対象事業といたしましては、こちらに記載している事業を１例といたしまして、地域活性化に資する幅広い取組を対象としたいと考えております。

（３）補助事業者は、県内に事務所または活動拠点を有する法人または任意団体で、営利企業の場合は、非営利の社会貢献活動のみを対象としております。

（４）補助対象経費としましては、団体の経常経費等を除いた地域活性化に資する事業に必要な経費を対象としております。

（５）補助率は、寄附額からクラウドファンディングサイトの手数料等を除いた定額としております。

（６）補助額は、下限50万円、上限の目安を200万円としております。

最後に、寄附金の流れにつきましては右下の図にありますとおり、補助事業者である民間団体から事業計画の提出をいただき、県が審査の上、計画認定を行います。その後、県がクラウドファンディングサイトに事業内容を掲載して呼びかけを行い、寄附者から寄附を募ります。寄附額が目標に達しましたら、県から民間団体に対して補助金の交付決定を行うという流れになっております。

地域活性化支援事業費補助金の説明は以上です。

なお、冒頭に御説明をしました、前年度予算からの当課の増額の主な要因が、当該補助金及び当該補助金の執行に要する経費となっております。

先ほどの資料ナンバー②議案説明書の13ページにお戻りください。説明欄中ほどの5 東京事務所管理運営費は、東京事務所職員17名分の人件費のほか、事務所の賃借料、職員宿舍の借り上げ料など、2億1,179万円余りを計上しております。

次に、6 東京事務所活動費は、国や他県との連絡調整に要する費用や企業誘致、観光客誘致、移住促進などの産業振興に係る活動経費として、1,571万円余りを計上しております。

このうちパンフレット配布等委託料は、首都圏で開催される観光イベントや物産展などにおいて、来場者へのパンフレットの配布や、事前の袋詰め作業等を委託するものでございます。

その次の、情報発信事業委託料は、関東高知県応援団インスタグラム及びフェイスブックを活用した首都圏向け観光PRや、SNSキャンペーンの実施等を行うものでございます。

その次の観光プロモーション事業委託料は、首都圏在住者に対する、牧野富太郎博士及び生誕地高知県の広報を図るための、スタンプラリーの実施に係る経費でございます。

続いて、14ページをお願いします。全国所長会等負担金は、全国東京事務所所長の負担

金でございます。

当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、令和4年度2月補正予算について、御説明させていただきます。資料ナンバー④議案説明書（補正予算）の6ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明をさせていただきます。こうちふるさと寄附金基金利子収入として3万9,000円、こうちふるさと寄附金の見込額9,098万6,000円を計上しております。

次に、歳出につきまして、7ページを御覧ください。1 こうちふるさと寄附金基金積立金は、先ほど歳入で御説明しました、ふるさと寄附金とその利子収入を基金に積み立てるものでございます。

以上で、政策企画課の説明を終わります。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎森田委員 地域活性化支援のNPO支援、このふるさと基金を活用するのは大いにいいと思うけど、ふるさと納税寄附金は去年度でどれぐらい県へ入ってますか。

◎甫喜本政策企画課長 ふるさと納税としましては、令和3年度の実績としまして1億3,000万円余りとなっております。

◎森田委員 何か想定より県は少ないよね。市町村で元気なところはもっと入ってきゆうところはあるけど。県でいうと、メニューがないのか何なのか、魅力がないのか。1億3,000万円、それは有効に活用して、地域活性化支援にNPOが取り組むんやったらこの財源を活用する。大いに頑張ってほしいと思います。

◎甫喜本政策企画課長 本県のふるさと納税の考え方としまして、やはり市町村の前に出過ぎないということを気をつけております。ですので、現在ふるさと納税の返礼品としまして、総務省からは、寄附金の3割を上限にするようにという通達がありますが、県では基本的には2割で返礼品を調達しております。ですので、市町村と比べたときは、基本的には市町村のほうが、数量であったり、グレードのほうが高くなるということで。そういった形で、市町村の前に出過ぎないように配慮をさせていただいているという事情がございます。

◎三石委員 薩長土肥連携事業負担金の130万円、来年度は高知県での青少年交流事業ということで、随分前からやってると思うんですけども。改めて認識したいんですけども、いつ頃からどういう目的でどういう事業をやって、また、どういう成果があらわれてるのか教えてくださいませんか。

◎甫喜本政策企画課長 薩長土肥同盟につきましては、幕末維新150年を契機としまして、主に相互に観光推進の事業を取り組んできた4県が、今後も相互に取組をやっていこうということを目的としまして、平成30年11月に締結をしました。主な事業としましては、青少年交流事業という事業を行っております。令和元年度につきましては鹿児島県、令和

2年度と令和3年度につきましてはコロナのため、計画はしてはしましたが中止になっております。令和4年度は、佐賀県において事業を実施しました。事業としましては、薩長土肥の4県の高校生、各県10名ずつが集まりましてフィールドワーク、グループワーク、こうしたものを通じまして、自らの将来であったり地域や日本の未来について考え、相互に交流を深める事業を行っております。

参加いただきました高校生からアンケートもいただいておりますが、皆さんとてもこの研修をよかったと。自分の将来を考える1つの契機になった、また、他県の高校生と交流をすることで自分の視野を広げることができたという、非常に前向きなアンケートをいただいているところです。

◎三石委員 なかなか成果があるみたいですけど、県内の高等学校の生徒たちへの浸透というか、アピール、お知らせ、募集とか、そんなことも含めて、どのような手だてをされてるんですか。

◎甫喜本政策企画課長 県内高校生につきましては、教育委員会を通じましてポスターやチラシを配布させていただいております。また、私立学校につきましても、私学・大学支援課を通じまして、各学校の校長先生であったり、事務局長にPRをさせていただいたところではあります。

◎三石委員 せっかくこういう交流事業をやっているわけですから、教育委員会のことも出ましたけれども、生徒たちにも浸透させて、意義あるものにしていかないといけないと思うんですね。今やってくれてると思いますけど、さらに県教委も巻き込んで、各学校の生徒たちに浸透させて、意義あるものにしていってもらいたいと思いますね。何か発表する場というか、そういうものは特別に設けてるんですか。

◎甫喜本政策企画課長 取組としましては、日程が3日ございまして、最終日にそれぞれのグループから、フィールドワークやグループワークを通じて、自分たちの思い描く、自分の将来であったり、日本、地域の未来、こういったことをそれぞれ発表いただくようになっております。

◎野町副委員長 下村議員から質問をいただいて、大変いい取組をしていただけたということで、本当に感謝をしております。私も12月議会でも提案をさせていただいたときに、ぜひやっていただきたいと期待をしております、本年度から取り組んでいただけたということで、本当にありがとうございます。

ちなみに、委員会の皆さん方にも知っておいていただきたいので、少しここでお話しさせていただきますが、今年度から芸西村もクラウドファンディングを始めております。手を挙げていただいて審査で通ったものが5件ございます。

和建設がやっておられます新しい観光拠点、これへ5,000万円寄附が来ております。あかうしの生産を守るということで、2,000万円来ております。あかうしのオリジナルハンバー

グに対して1,500万円来ております。そして、響屋さんのプロジェクトですが、「土佐の日本酒をのみつくそう」に1,000万円来ております。そして最後、キッチンカーで「芸西村の美味しいを届けたい」に対して2,600万円来ております。

佐賀県につきましては、同じことを県がやっておりますけれども、100件のプロジェクトに対して10億円、つまり1件1,000万円でございます。今回の予算は初めての試みということでございますので、1,000万円ということでありましてけれども、2桁違うかなと思っております。

これ本当に、県が市町村に遠慮して、やらないということはよく分かるんですけども、ふるさと納税というせつかくの制度があり、知事も総務省出身でございますし、もう新しく使えること、やれることというのを、ぜひ県が率先して取組をしていただきたい。市町村の温度差が極端にあるふるさと納税の温度差をなくして、地域の産業の振興あるいは自主財源の確保というところにつなげていく、これが非常に大事なことだろうと思っております。これは今後、どれぐらいあるのか分からないから1,000万円ということなんだろうと思っておりますけれども。

私が提案をさせていただいております農福連携、これ本当に全国から注目をされております。そしてまた中山間の移動販売、あるいは配膳事業、また、地域を回っております一番言われることは市バスですね。安芸で言えば元気バスですけども。タクシー事業者が指定管理を受けております。タクシーの運転士は、バスを運転しながら、むすつとしてます。そりゃそうですよね、ずっと空気を運んでるわけです。これはやっぱり仕組み自体がおかしいんだろうと思っております。

ですから、同じタクシー業者がやるのであれば、オンデマンドで、呼ばれたところから目的地まで行って、そこの部分を1,000円かかるところを200円で対応するというようなことも含めて、こういったことをふるさと納税で応援していただくことによって、モデル的に、じゃあ取り組んでみようというようなことも含めてやっていくことこそ、高知県の高齢者社会の足を確保することに、実質的にプラスになるんだろうと思っております。

ですから、これを機会に、このことについて、ぜひ補正予算もぐっすり組んでいただいてやっていただけるように、積極的に取組をしていただきたいと思っております。

**◎甫喜本政策企画課長** 今、野町副委員長からもいただいたとおり、今回本県としましては初めての取組になるというところで、まずはこの形で始めさせていただきまして、広報のほうも我々精いっぱいさせていただきますので、そういった中でいろいろなニーズを掘り起こすことができるんじゃないかと考えております。そうしたニーズもよくお聞きをしながら、今後どのような制度がいいのか、検証をしてまいりたいと思っております。

**◎徳重総務部長** まさに昨日、私も本会議で答弁させていただきましたけれども、やはりこれは新たにNPOなどの団体の資金調達の方法に、一途やり方を切り開いたものでござ

います。うまくプロジェクトごとで資金調達ができるというのを、団体の皆さんにもメリットをよく感じてもらって、この仕組みがどれだけ有用であるかをどんどん実証して行って、横に広がっていくように育てていきたいと考えております。その状況を見ながら、県としてどれぐらいの規模でやっていくか検討していきたいと思っております。

◎野町副委員長 一番大事なことは、高知県がすごく新しい取組をして、かついい取組に対して全国から応援をいただけるということは、情報発信ができるということですから。このことを県としても考えていただいて、小さく始めて大きく育てていただきたいと思えます。

◎塚地委員 寄附金の流れの中に県が入るとい形になると、その寄附金がどう使われたのかも含めて、県が補助金として出したお金の関わり方はどんなふうになっていくんですか。

◎甫喜本政策企画課長 県としましては補助金の支給という形で関わりますので、基本的にはその他の補助金と同じように、計画をいただいて、その計画どおり執行できたかということを確認するようになります。

◎塚地委員 そうなると、計画の認定の段階から使われた後の確認ということで、相当な事務量が新たに県に加わってくることになるかと思うんですけど。そこらあたりの人員体制の強化ですとか、取りあえず1,000万円という規模なんで、そこはまだクリアできる話やと思うんですけど、さっきみたいに莫大な話になると、それ自体にすごく業務として負担も増えてくると思うし、責任も大きくなると思う。そこは今回やってみて、佐賀県の経験なんかも見ながらはなるかと思うんですけど。もろ手を挙げて行け行けでいいのかという。県が絡むことによる良さもあるかもしれないけれども、県側としての負担などもどう考えるのかなというあたりを教えておいてもらいたいと思えますけど。

◎甫喜本政策企画課長 今お話をさせていただきましたとおり、現在の予算としましては1,000万円で、上限の目安が200万円にしていますので、今のところは想定として、単純計算で5件になっております。5件であれば、今の体制で十分カバーできるのかなと考えております。今後また業務が増える、いわゆるニーズがすごくあって、もっとやってもらいたいというときに、もちろんそのときは予算も考えますし、それに合わせた執行体制の見直しも必要だとは思っています。ちなみに佐賀県の例でいきますと、専任6人で対応してるとお聞きをしますので、そこは一定業務量と見合った体制は、もちろん考える必要があると思えます。

◎大石委員長 補助金という扱いですけど、この定額にしてるといのは、実際は補助金ですけど、民間の寄附によってイコールになってるからということで、補助対象事業といのは、いわゆる公益に資するような事業が入ってるということで、県のほかの補助金を使う場合もあると思うんですね。その場合にこれは併用できるんですか。

◎**甫喜本政策企画課長** 今回の趣旨でいきますと、やはりほかでいろいろ探しても支援がないときにこの制度を使って、広くそういった取組を支援をしたいと考えておりますので、基本的に、県にほかの補助金があればそれを活用いただく。ないときにこちらの制度を使って、クラウドファンディングをしていくということを考えております。

◎**大石委員長** 私は逆で、伸びていくものだったら、どんどんほかのものも使って太めていったらいいと思うし、この200万円というのは、そんなに大きな金額でもないので、そこはそんなに固く考えなくてもいいのかなという気もするんですけど。そこは十分議論されたんですか。

◎**甫喜本政策企画課長** ほかの県の補助金につきましても、基本的には県のほかの補助金との併用というのは不可という形をとっておりますので、これにつきましても同様の形をとらせていただきたいと考えております。

◎**大石委員長** もちろん県という看板はありますが、いい弾がそろわないと基本的には資金も集まらないと思うんですけど。そういう意味では、計画認定をどういう人たちがするのかというのは非常に重要だと思うんですけど、それはどういう体制になってますか。

◎**甫喜本政策企画課長** 計画の認定に当たりましては、県の職員だけではなく、外部の方にも入っていただきたいと考えております。現在まだ検討中ではありますが、例えば県の社会福祉協議会にボランティアセンターといった、NPO法人の立ち上げ支援等々いろいろされてるところがございますので、そういった広く見れる方に審査にも入っていただいて、公平性、公益性を確保していきたいと考えております。

◎**大石委員長** 例えば、全国から見て魅力的な事業を重視するのか、それとも事業自体がいいとか、いろんな観点があろうかと思えますけど。これは相当補助対象事業が、産振から恐らく文化までかなり幅広にあるという中で、どういう観点でやっていくかという県の考え方が非常に重要だと思うんですけども。中身はこれからという感じですか。

◎**甫喜本政策企画課長** 今回の補助金の創設に至ったそもそもの部分で、やはり地域でいろいろと活動してる団体が、NPOだけではなく任意の団体、いろんな団体がいるんですが、なかなか資金が集まらないという中で活動してるというところで、あまり要件をがちがちにするというよりは、広く地域に、一体どう関わっていきこうとされているのかといったところをしっかり見た上で、採択をさせていただきたいと考えております。

◎**大石委員長** 繰り返しになってしまうけど、今のお話を伺うと、困ってる場所を助ける意味合いが、ものすごく強いように思う。それはそれで大事なこともかもしれませんが、例えば私が首都圏に住んでて何に投資したいかなと思ったときに、そういうことで心が動くかなという気もするんですよね。魅力的なものであって、かつ将来何か便益になるとか、そういうものに投資するわけですから。そこは考え方として、そういう福祉的観点もいいのかもしれないけど、先ほどの補助金、両方使えるのかどうかという話もありましたけど、

そこはぜひ継続して議論していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎徳重総務部長 このプロジェクトファイナンスの考え方で、大きく2つあるかなと思ってまして。今回はどちらかというところ、新しく、全国からいろんな賛同を得て、資金をたくさん集めて、大規模な、まさに社会的に困っているような課題に対して解決していこうというような、新しいプロジェクトをがんがん立ち上げていくというのをイメージしているというよりは、小規模ながら、地域のために活動して下さっているような団体が、どうしても資金集めに困窮していると。もう会員の持ち出しとかで何とか地域の活動をやっているというようなところに、そのファイナンスをお手伝いしたいというところがございます。

いろんな社会的課題を解決できるような団体のプロジェクトについては、もともとあるクラウドファンディングの仕組みを使うことも可能ではあるかと思っております。なので、どちらかというところ、県としてこのふるさと納税のメリットを使ってやっていきたいのは、小規模ながら、なかなかクラウドファンディングだけではお金が集められないようなところに、まずはふるさと納税という手段も使って、経済的なメリットも寄附者側にも与えることによって、できるだけお手伝いしたいという思いで、まずはこの制度を立ち上げております。

あとは、実際に団体とかで動かれている方が、もうちょっと前向きなものもこの制度を使えるようにしてよとか、そこら辺の声を聞きながら、どうしていきたいかというのは考えさせていただきたいと思っております。

◎大石委員長 これ、返礼品ありと返礼品なしってあると思うんですけども。返礼品ありの場合というのは、例えば返礼品は民間団体が自分たちの製品とかを選べるのか、県が勝手に選ぶのか分かりませんが、さっき野町副委員長からいろんな成功事例の話とか出ましたが、基本的にクラウドファンディングで多いのは、新しい商品開発をしたりとか、こういうものを想定されると思います。この県の補助対象事業の中には、そういう新製品開発というのが入っていないということは、それよりむしろ人的なもののリソースに対して投資してもらいたいということで、さっき副委員長から出たような成功事例みたいなものは、この範疇に入っていないという感じなんではないでしょうか。

◎徳重総務部長 ふるさと納税のスキームを使うということで、例えば県内の人から集める場合、返礼品がないということになります。同じ団体内でふるさと納税した場合には、返礼品の対象にならない。一方、その団体の外からふるさと納税の形で出してくれている場合には、返礼品があるということの違いです。

なので、市町村ベースでやったほうがいいというのは、市町村であれば、県内のほかの団体に在住の方から集めた場合もふるさと納税の対象にはなってくる。一方、県でやると、県内の方がふるさと納税してくれるとき返礼品の対象にならないということもあって。や

はりふるさと納税って、市町村が前面に立ってやったほうがいいというのは、そこら辺もあります。

それを踏まえて、今どういう対象を想定しているのかということ、地域課題を斬新的に解決していくようなよいプロジェクトに共感をいただいて、クラウドファンディングをどんどんやっていただけるというのは1つの在り方だとは思ってはいますけれども、まず今回念頭に置いてるのは、地域地域で活動していただいている、資金力がどうしても弱い団体の、クラウドファンディングだけでは集まらない部分を、ふるさと納税というメリットを使ってお手伝いしたいという思いが強かったというのはございます。

ただ、委員の皆様からの御意見も踏まえまして、やり方は随時見直しも必要かとは思いますが。まずは来年度進めながら、見直しを図ったほうがよいのかというのは検討させていただきたいと思っております。

**◎野町副委員長** 小さく始めてということで、取っかかりですので本当に熟慮してやっておられると思います。

やはり県の施策にのっかって、全国から応援をしていただくということにすごく意味があるんだろうと思って。本会議でも出ささせていただきましたけれども、農福連携をやっている安芸の「こうち絆ファーム」は、3戸の本当に普通の農家が100万円ずつ出資をしてつくったものが、今、全国にもものすごい影響力を持ってやっておられる。しかし、ハウスを建てようと思ったときに、補助事業は用意しました、けど自己資金がないと、どこからも貸してくれないですよ。

そしてまた、ひきこもりの方を助けようと思ったら、制度的にひきこもりの方って、1日来てもお金にならないんですね。一方、障害者の方が来たら1日5,000円もらえるわけです。制度のはざまなんですね。だから、そういうところに光を当てないといけないんじゃないかということで、提案をさせていただいたところもあるんです。

だから、県の中山間振興、あるいは県の取組に沿ってしっかりとやられてる、でも制度のはざまとか、あるいは資金繰りが何ともならない。ここを応援してもらいたいというところ。ですから、200万円というのは目安だと聞いているんですけど、やはり、そういったところにスポットを当てて、ぜひ選考の中の評価にさせていただきたいと思います。

それと、補助金という形で出されるということで、8割は出されるということなんですけど、もともとは全国の皆さん方からいただいた寄附金なんですね。これは、全国の皆さん方の気持ちであるわけです。その部分を、補助金ということになるんだろうと思えますけれども、そこは少し意味合いが違うんじゃないかなと思って。寄附金も、補助事業を使いながら、自己資金としてその寄附金を使っていけるということが、将来的にはいいんじゃないかなと思います。そういうニーズはたくさんあるんだろうと思います。それは精査が必要なのかもしれませんが、私はそういう気持ちで提案をさせていただいたと

いうことを聞いておいていただければありがたいと思います。

◎大石委員長 最後にお願いですけれども。これは確かにスモールスタートかもしれませんが、これで資金が高知県に入り込んでくるというのは、県政にとっては非常に大きなプラスですし、民間の団体にとってもプラスなので。今、ふるさと納税は数社、大手の皆さんがサイトを運営して、ほとんどそれで調達してるとお思いますので、そういう専門の皆さんの話とかも十分聞いて、今後どういうふうな調達の在り方、全国の人に響くようなやり方があるのかというの、ぜひ研究をしていただけたらと思いますのでお願いします。質疑を終わります。

以上で、政策企画課を終わります。

◎大石委員長 それでは一旦昼休憩に入りまして、1時再開としたいと思います。

(昼食のため休憩 11時40分～13時7分)

◎大石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

#### 〈広報広聴課〉

◎大石委員長 次に、広報広聴課の説明を求めます。

◎山中広報広聴課長 初めに令和5年度の当初予算につきまして、お手元の資料ナンバー②議案説明書の15ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明させていただきます。10財産収入の節の欄、(23)証券利子収入、640万円につきましては、県が保有しております民間放送3局の株式の配当金でございます。

8行目の14諸収入、421万円余りは、主に県の広報紙やホームページへの広告掲載料収入でございます。

次に、歳出につきまして、16ページをお願いいたします。当課の令和5年度歳出予算は、3億1,806万4,000円ございまして、前年度と比較して5,081万8,000円の増額となっております。主な内容につきましては、右側の説明欄に沿って説明させていただきます。

まず、1人件費につきましては、当課の職員11名分の給与費でございます。

次に、2広報広聴費のうち、広報紙編集等委託料と、その下の広報紙配布委託料は、いずれも県の広報紙「さんSUN高知」を発行するための経費でございます。広報紙編集等委託料は、さんSUN高知のデザインレイアウトや表紙の企画など、編集業務の一部を民間事業者へ委託するものでございます。

広報紙配布委託料は、各家庭への広報紙の配布を31市町村に委託する経費でございます。残る町村につきましては、町村の事情により新聞への折り込みの方法で配布しており、これに要する経費は、別途、事務費のほうに計上しております。

次の新聞広告制作委託料は、県の重要政策やお知らせなどを、新聞紙面に掲載する広告のデザインやレイアウトを、広告代理店に委託するための経費でございます。

次の番組制作放送等委託料は、日曜朝の「おはようこうち」をはじめとした、民放テレビ3局とラジオ2局の広報番組のほか、産業振興計画など県の重要な政策を中心としたテレビの特別番組を制作、放送するためなどに要する経費です。令和5年度は、2050年のカーボンニュートラルの実現などをテーマにした、特別番組の制作放送を予定しております。放送終了後も視聴していただけますよう、番組を再編集したダイジェスト版をユーチューブで配信し、オール高知による意識の醸成を図りたいと考えております。

その次の県ホームページ運用保守等委託料と広報分析事業等委託料につきましては、後ほど別資料で詳しく説明させていただきます。

次の県民世論調査委託料は、県民の意識やニーズなどを把握し、県政運営の基礎資料とするために毎年行う調査に係る費用でございます。

次の受付案内業務等委託料は、本庁の玄関と県民室での案内業務や、代表電話の交換業務などを委託する経費でございます。

最後に、事務費につきまして、主な内訳としましては、広報紙さんSUN高知の印刷費、3,247万円余り。先ほど御説明いたしました「さんSUN高知」の新聞折り込みの手数料と県外向けの送料で302万円余り。新聞広告掲載料、1,371万円余りを計上させていただいております。その他、「再び、濱田が参りました」などの広聴活動に要する事務経費が主なものとなっております。

それでは、県ホームページ運用保守等委託料と、広報分析事業等委託料について、説明させていただきます。お手元の議案補足説明資料、赤のインデックス、広報広聴課の1ページをお願いいたします。

こちらは、県ホームページ運用保守等委託料で実施を予定しております、県のホームページのリニューアルの概要をまとめたものでございます。県のホームページの前のリニューアルは平成25年度に行っております。そのため、現行のホームページは、資料中央左のボックスに主な課題に記載しておりますとおり、多くの方が利用するスマートフォンのデザインに対応していない。県政情報を検索する機能や、職員がホームページを編集するCMSの機能が充実していないなどの課題がございます。こうした課題に対応しまして、右のように情報が見やすい、分かりやすい、探しやすいホームページにリニューアルするため、デザインの変更やCMSのバージョンアップなどに要する経費を予算に計上しております。

リニューアルのポイントの1点目は、スマートフォンやタブレットでホームページを閲覧しても見やすいデザインに変更することや、検索ツールの改善、充実を図っていきたいと思っております。

2点目は、CMSのバージョンアップです。CMSは、職員が記事ページ等をホームページ上で作成する際に使用するシステムでございますが、これをバージョンアップしまして、職員の使い勝手のよいものに更新したいと思っております。

3点目は、キャリア会社のサービスが終了するフィーチャーフォン、いわゆるガラパゴス携帯の閲覧機能を削除するなど、不要な機能や情報を削除し、保有機能、データのスリム化を図りたいと考えております。

最後に4点目は、県ホームページから、県警、公安委員会の独立でございます。現在、県のホームページは、県、県議会事務局、県警察本部、県公安委員会の4部門で構成されております。ここ数年、全国の自治体や警察本部のサイトがサイバー攻撃などの脅威にさらされる事案が発生しており、県警、公安委員会の2部門を県ホームページから独立させることで、サーバーダウン等のリスクの分散を図りたいと考えております。

スケジュールは、資料下段に記載しておりますが、予算をお認めいただきましたら、早々にプロポーザルを実施いたしまして、リニューアルに取りかかりまして、運用に携わる職員研修も実施した上で、遅くとも令和6年3月には運用を開始したいと考えております。

このほか、委託料にはホームページのサーバー運用保守、職員からの問合せに対応するヘルプデスク業務を委託する経費を計上しております。また、令和6年度から10年度までの運用保守業務を委託する経費については、5年間の債務負担行為も計上しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2ページを御覧ください。広報分析事業等委託料は、県公式SNSアカウントをより効果的に運用するため、アクセスの状況の分析と、分析結果を踏まえた専門的な改善策などについて提案を受けるための外部委託に要する経費でございます。

現在、県はツイッターをはじめ、フェイスブック、LINE、ユーチューブなどのSNSアカウントを保有しております。本県のツイッターのフォロワー数は、2月6日時点で3万9,721人で、各都道府県が開設するツイッターとの比較では、全国24位の順位でございます。投稿内容としましては、県政全般の情報に関して、各所属がCMSで作成した記事を順次投稿しております。

そうした中、資料中ほどの左側に現在の課題を記載しておりますが、投稿記事への反応やパフォーマンスやフォロワーの属性を細かく分析できていない。情報を網羅的に投稿しており、ユーザーが必要とする情報を取得しにくいといった課題がございます。これらの課題に対応するため、右のボックスに記載しましたように、専門家にアクセス状況などの分析を依頼し、その結果を基に的確なアドバイスを得た上で、情報発信基盤の強化につなげていきたいと考えております。

具体的には、①で委託業者がフォロワーなどの年代、地域などの属性や、反響の大きな投稿記事の内容などを分析し、②で分析結果を報告するとともに、県との協議を行いなが

ら、効果的な運用方法等のアドバイスを受けます。③でそのアドバイスを反映した運用を実施するとともに、その情報は全庁にも共有いたします。その後、2、3か月程度の一定期間運用を継続した後、再度、①の分析、②の検証、アドバイスというPDCAサイクルを回し、発信力を高めることで、令和5年度末のKPI、フォロワー数5万人を目指したいと考えております。また、公式アカウント以外にも、各所属が開設した複数のアカウントがございますので、相互に連携することで、フォロワーに情報を効果的に届けたいと考えております。

以上で、広報広聴課の説明を終わります。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎野町副委員長 広報紙の関係の予算の中で、それぞれ800万円を作成料、また配布料を3,350万円ということだったと思います。県庁全体でペーパーレス化をどんどん進めていこうとしているわけですが、この広報紙のペーパーレス化、後段ではユーチューブとか、スマートフォンとか、ホームページとかという話がありましたけれども、広報紙はペーパーレス化の計画に乗ってるものなのか、あるいは順次少なくしていくものなのかというのが。これまでも何回か、配布に関してなかなか高知市は難しいとか、どこやらは難しいとかという話もあって、新聞折り込みを別途やったりもされてるようですが、私の家でさえ農協の広報とか、市の広報とか、村の広報とかいろんなものがいっぱいあって、「さんSUN高知」ってどこにはまってるの、みたいな状況が各家庭にすごくあると思うんです。これは無駄という話ではないです。ただ、全体のペーパーレス化の計画として、広報紙もそういう計画の中に入っているものなのか、そういうことを順次進めていこうしてるのか。あるいは、もうそれはしないということなのかということ言えば、どうなんでしょうか。

◎山中広報広聴課長 具体的に、いつまでにデジタル化というか、ペーパーレス化するかという具体的な時期とかはないんですけれども、やはりいずれはしていかなければいけないとは考えております。ただ、令和2年度に世論調査を行ったときに、県からの情報を何で知るかという調査をしたところ、やはり「さんSUN高知」、紙媒体で取るという方も結構多かったこともございますので、そういった世論の声も聞きながら、デジタル化の時期とかも検討していきたいと思っております。

◎野町副委員長 私も県政レポートを年2回出してるんですが、出し手側としたら出したし、あるいはそれを気に入っていただいている方もいらっしゃるんで、それをすぐに云々という話ではないです。どちらかというと僕はあったほうがいいと思ってるんですが、全体の計画の中でどうなのかということでした。

それともう1点、補足資料の2ページ目の、県警と公安委員会が独自のホームページを運用していきますというお話がありましたけれども、これは当然サイバー攻撃とか含めた

セキュリティーを高度化するということが1つの大きな目的なんだろうと思うんですが、どの程度セキュリティーを高度化し、その予算は県警のほうなのかもしれませんけれども、それは別途取ってるということでよろしいのでしょうか。

◎山中広報広聴課長 そのとおりでございます。

◎野町副委員長 それと最後に、前段に戻る形になりますけれども、先ほど2ページでの説明の中で、高知県のSNSのアカウント云々というようにお話があって。専門家に分析を依頼して、いわゆるそういう属性に対してそれぞれ専門的なものを情報発信していくというお話があったんですけれど。たしか部長から、県庁全体の情報を統括して、しっかり県庁の情報戦略としてやっていきます、その会議も設けます、あるいはもっとバージョンアップしますというお話があったと思いますが。それらがどこに位置づけられているのかというのがよく分からないんですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

◎山中広報広聴課長 具体的に言いますと、各部局の副部長級を構成員としました政策広報推進会議という会が今でもございます。今までは情報の共有の場だけであったんですけれども、その場で具体的に広報媒体の一覧表とかを、今後は各部局にも配布をしまして、また、各部局の年間広報計画を取りまとめて、政策広報推進会議で共有をしまして、他部局にお願いしたいこと、例えば部局間でコラボできそうなテーマとかがあれば広報広聴課から提案をして、全庁一体となった形で広報戦略等も進めていきたいと考えております。

◎野町副委員長 まさにここに書いてあるポンチ絵が、そのものなのかなと私は思ったものですから。その部分が、どこにも妙に出てこないような気がして。ここにそれは位置づけておく必要があるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどうなんだろうね。

◎山中広報広聴課長 おっしゃるとおり、いただいた分析データ結果につきましては、先ほど言った政策広報推進会議のほうでもフィードバックをしまして、全庁で共有をすることにしておりますので。そこも当然この中に位置づけていかなければいけないと思いますので、そのような形で考えていきます。

◎加藤委員 ちょっと単純なことですけど、SNSでツイッターとかユーチューブとかさられていらっちゃって。フォロワー数も、人口比でいうと24番というのはすごく。

◎山中広報広聴課長 これは全体の数でございます。人口比ではございません。

◎加藤委員 人口比で計算をしても、非常に頑張っているんじゃないかなと感じたところなんですけれども。こういうのは広告収入は入ってくるのでしょうか。さっき言っていた収入の中に入っているものなんですか。

◎山中広報広聴課長 先ほどの説明した広告収入の中には、SNSの広告収入は入っておりません。

◎加藤委員 ユーチューブやツイッターなんかの広告収入というのはあるのでしょうか。

◎山中広報広聴課長 それはございません。

◎加藤委員 それはあえて広告収入を発生させないようにしてるということなんですか。

◎山中広報広聴課長 正直、そこまでまだ検討してなかったということもございます。

◎加藤委員 協議していなければ、メリット、デメリットをまた協議していただいたらと思います。

◎大石委員長 ホームページの新規と、このSNSの関係と、今まで全庁でばらばらやってたものを取りまとめて、新しい挑戦をされるという、非常に一歩進んだなということで、大いに評価もしますし頑張ってくださいと思います。ただ、こうやってこれから分析して、それから実践していかないといけないということで、担当課にはいろんなノウハウが蓄積されていくとは思いますが、一方で、県の職員は当然、人事異動とかもあつたりするので、課として、そういうノウハウをどう継続、継承していくかというような課題もあろうかと思いますが、そのあたりは何かお考えはございますか。

◎山中広報広聴課長 やはり課として得たノウハウとかは、大きな財産として、今後もの確に引き継いでいくということ、意識してやっていきたいと思っています。

◎徳重総務部長 まさに、この間の秋の決算特別委員会で御指摘いただいた幾つかのポイントについて、今回は予算も絡むもの、委託費関係でございますし、先ほど副委員長からお話のあった予算のかからない会議をバージョンアップさせるといったようなことで、いずれの御指摘についても何らかの形で、今回は御対応をさせていただいたというものになっております。今、ノウハウの蓄積ということもいただきました。もともと決算委員会で御指摘いただいた、委託を使ってでもプロの専門家の力も借りて、それは一過性に終わることがないように、全庁的に会議で共有もさせていただきます。むしろ全職員にできるだけ浸透するように努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎大石委員長 では、熱い決算委員会が意義があったということで。ありがとうございます。それでは引き続き、頑張ってくださいようにお願いを申し上げます。

質疑を終わります。

以上で、広報広聴課を終わります。

#### 〈法務文書課〉

◎大石委員長 次に、法務文書課の説明を求めます。

◎次田法務文書課長 法務文書課の令和5年度当初予算について、説明させていただきます。お手元の資料のうち資料ナンバー②議案説明書（当初予算）の19ページをお願いします。

まず、歳入について主なものを説明させていただきます。上から4行目、2手数料のうち（2）行政機関等匿名加工情報利用手数料は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を県と締結する際、提案者にあらかじめ納付してもらう手数料です。この手数料は令

和5年度から新たに計上するものです。

昨年9月議会において議決をいただきました、個人情報保護に関する法律施行条例において説明いたしましたが、都道府県は行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案を、定期的に募集することとされております。県に提案があった場合は、提案をした事業者について、漏えい防止等の安全管理措置が適切であることといった審査基準の適合を審査いたします。その上で、行政機関と匿名加工情報を利用する手数料を納付いただき、県は個人情報を匿名化して事業者を提供し、事業者は利用目的の範囲で事業の用に供することができることとなります。

この行政機関等匿名加工情報利用手数料は、後ほど歳出の際に内訳で説明させていただきますが、県が個人情報を匿名化する業務をアウトソーシングする際の経費、行政機関等匿名加工情報作成委託料に充当するものでございます。

10財産収入の(9)の普通財産貸付料は、高知弁護士会への県有地の貸付収入です。

その下、14諸収入の5総務部収入の74万円は、行政不服審査の諮問に係る事務を市町村から受託する際に、事務に係る人件費相当額等を委託料として受け入れるものや、公文書の開示請求があった際に納付していただく交付費用などでございます。

次に、21ページをお願いします。当課の歳出予算について説明させていただきます。令和5年度の歳出予算額は、上段の総務費の本年度欄にありますように、総額2億6,955万9,000円を計上しておりまして、前年度と比較しますと、1,374万3,000円の増となっております。

次に、歳出の内訳について、主なものを右側の説明欄に沿って御説明いたします。

まず1人件費は、当課の職員17名と公文書館職員11名の給与費です。

次に、2法制管理費は、主に条例や規則の審査、県公報の発行などに要する経費のほか、公益法人の変更認定等の審査や、行政不服審査に係る経費です。

まず、公益認定等審査会委員報酬ですが、これは法人の公益性の認定の審査等を行う審議会の委員報酬です。

次に、行政不服審査会委員報酬ですが、これは行政不服審査法に基づく審査請求に対し、審査庁の判断の妥当性を審査する審査会の委員報酬です。

次に、例規情報総合システム等保守管理委託料ですが、これはパソコンで条例規則等の閲覧、検索等を行うとともに、国の法律等の改正も確認できる例規情報総合システムの運用に要する経費です。現行の地方自治法に加えまして、令和5年度からは地方財政法や地方公務員法の逐条解説や行政実例、また国の省庁が発出します通知やガイドラインなどを閲覧、検索することができる機能が追加になります。これによりまして、在宅勤務時等でも多くの重要な法令等のチェックが可能となるものでございます。

次に、宗教法人管理システム運用保守委託料ですが、これは県内に約2,800ございます宗

教法人の基本データや規則等を管理する、宗教法人管理システム運用に要する経費です。

1つ飛ばしまして事務費ですけれども、条例規則などを登載しております高知県公報を県のホームページに掲載するために要する経費のほか、旅費や需用費等を計上しております。

次に、22ページをお願いします。3 訴訟費は、県が当事者となる訴訟に関する経費や、法律相談員の弁護士に関する経費です。

まず、訴訟事務委託料ですが、これは県が訴えられた際の訴訟費用、訴訟の処理を弁護士に依頼するときに支払う着手金です。

1つ飛ばしまして事務費ですが、これは県が訴えられた訴訟事件が終結したときに弁護士に支払う報償費と、法律相談員の弁護士4名への法律相談に対する報償費を計上しております。

次に、4 文書情報費ですが、まず、公文書開示審査会委員報酬は、公文書の開示請求に係る実施機関の決定に対しまして審査請求があった場合に、実施機関からの諮問を受け、審査する審査会の委員報酬です。

次に、個人情報保護審査会委員報酬ですが、個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく審査を開くための新しい審議会の委員報酬です。

次に、公文書管理委員会委員報酬は、公文書管理条例に基づき、保存期間が満了した公文書の公文書館への移管や廃棄等について諮問を受け、審査を行う機関の委員報酬です。

次に、文書情報システム運用保守委託料ですが、これは職員が行う文書の起案や保存などの一連の文書事務のほか、電子決裁にも対応する文書情報システムの運用保守業務を委託するものです。

次に、公文書管理業務委託料ですが、これは当課が所管します集中管理書庫における公文書の受入れや貸出し、整理保存等の業務を委託するものです。

次に、行政機関等匿名加工情報作成委託料ですが、これは歳入のときに説明しましたように、事業者からの提案を受けて、県が保有する個人情報ファイルの情報を匿名化して事業者に提供するため、特定の個人を識別することができないように、また、個人情報を復元できないように加工する業務をアウトソーシングするものです。

1つ飛ばしまして事務費ですが、職員の旅費や審査会の開催に要する経費などを計上しております。

次に、5 公文書館管理運営費です。まず、公文書館管理委託料ですが、清掃や空調、消防等の設備機器の保守、警備業務など、施設の維持管理に必要な業務を委託するものです。

23ページをお願いします。公文書館事業委託料ですが、公文書館が受け入れる公文書の薫蒸や、戦前の歴史公文書の複製物の作成、展示に係るパネルなどの作成を委託するもの

です。

続きまして、令和4年度補正予算につきまして説明させていただきます。資料ナンバー④の補正予算の議案説明書の8ページをお願いします。

法制管理費につきまして、県広報のデータ作成ページ数が見込みを下回ったことにより不用となった役務費や、ウェブ研修の受講などにより不用となった旅費を減額するものでございます。

公文書館管理運営費につきましては、新型コロナウイルス対策のため、ウェブ研修の受講などにより不用となった旅費を減額するものでございます。

令和5年度当初予算及び令和4年度補正予算説明は以上です。

以上で、法務文書課の説明を終わります。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎塚地委員 個人情報の匿名加工の関係なんですけれども、業者の選定については今回入札にかける形になるんでしょうか。

◎次田法務文書課長 業者につきましては、先ほど少し説明しましたように、一定の管理基準に適合する業者ということで、単純に入札とか、どこでもいいということではなくて、きちっとした審査をする必要があるので、十分審査をした上での随意契約ということになります。

◎塚地委員 対応する企業はどんな感じで、幾つぐらいある中での選定になるんですか。

◎次田法務文書課長 今のところ、先行してます奈良県とか和歌山県でも実例がないんですね。具体的に今回こういうことが始まったときに、その加工業務をどこの業者ができるのかということも、正直に言いまして今のところ明確ではない部分がありますので、実際のところはそもそもどういう業者が十分なレベルで個人情報を加工できるのかというところの確認作業から入っていくことになると思っています。

◎塚地委員 この間、それこそ電力会社の違法閲覧の問題もあったりして、情報をどうセキュリティの中でやり取りするかというのはとても重大な問題になっていて、今回出されている個人情報の匿名加工の問題も、アウトソーシングしたところが出せば、生の名前そのまま出ていくという危険性をはらんだ情報で、行政情報としても、極めて重要な情報をそういう形にするんで。私はそういう思いで、そもそも条例には、先に反対もいたしましたけれど、今まだそういう業者がどこなのかを吟味しなくてはならないような状況というのに、改めて不安も持っています。国の法律が決まったから仕方がない状態で各自治体も動いてるんだとは思いますが、十分な精査と説明ができるというようなことに本当になっていくのかどうなのか。そこは私は今でも不安を持ってるんですけど、そういう不安感を払拭できるかというところを、県民に説明しないといけないと思うんですよ。匿名加工情報を発信しても心配ないんですということがどうなのかなというところは今でも

あって。ちょっとこの予算を見ながら、心配をしているということでございます。

◎次田法務文書課長 先ほど申しましたように、自治体レベルでは実績がないんですけれども、国のほうでは具体的に委託をしている業者というのがおります。実際もしそういう提案があったときには、まず真っ先に国の委員会に御相談をさせていただいて、県レベルなんだけれども、十分セキュリティーが保てる業者というのを具体的に教えていただいて、そこを直接県のほうで交渉する、確認していくというような作業になっていく。まず実績がある業者を優先的に随意契約の相手方として選定をして、協議していくというような流れになっていくと考えております。

◎塚地委員 本来は順番としては、そちらのほうが先にありきで条例を決めていく。こういうふうに信頼できる場所があります、ここでできますから条例を決めますと、その順番が逆やったんやないかなと改めて思ってることだけ伝えておきたいと思います。

◎野町副委員長 ナンバー2の21ページ、下から3行目、宗教法人管理システム運用保守委託料ですけど。今それこそオウム真理教から始まって統一家庭連合、そしてまたエホバ等々、非常に残念なことになっておりますけれども。私も大変迷惑をしておりますが。ただ県として、いわゆる宗教法人が、これはいかんということになったときに、その指導なり適正管理なり、そういったところをするのは法務文書課ということになるんでしょうか。あるいはこの管理委託料というのは、ただ閲覧できるように、宗教法人を一覧にしていますというだけの話なんですか。

◎次田法務文書課長 このシステム自体はまず1つ大事なのが、宗教法人については、定期提出書類の提出というんですけども、必ず1年に1回やってもらいます。実はそれが何年間か出てきてないと、資格の取消しの対象となるということで。国にもきちっと出てきているかどうかというのをチェックする必要があるという。数が2,800もありますので、当然システムで管理しないと、出てきてる、出てきてないというところがチェックできないという。それからもう1つ、宗教法人の、あくまでも役員の名前とか住所とかというレベルの管理システムですので、本当に項目自体は僅かな項目しか入っておりません。

もう1点、先ほどの宗教法人の諸問題につきましては、一応法律上の整理では、県は直接指導とかができる立場にございません。今、国でも審議会に全部を御相談してというように、宗教法人に対する行政の関与というのは非常に厳しく制限されてますので、自らの判断で立入り検査とか、そういうのは一切できなくなって。県がやる場合においても、国の審議会の了解が得られないと立入り検査とかができないという法のたてりになっております。

◎野町副委員長 これ以上突っ込むつもりはありません。ただ、社会問題として非常に大きく取り上げられている中で、これだけ話題になってるわけですから、先ほどの管理の世界で、1年に1回のもので出てきていないとか、あるいはちょっと怪しいぞという情報が

入ったとかも含めて、その2,800の法人に対して、一定軽い調査ぐらいはするべきところではないかなとも思うんですけれども。そこら辺、課長なり部長なり、うちはそういう立場ではありませんということなら、それは仕方がないですけれども。そこら辺は、県としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

◎次田法務文書課長 一応先ほどの定期提出書類につきましては、出てきてないところには出すように督促するなど、そういう意味の関与はしております。さらに墓地等の開発というのはよくあるんですけども、そういうときには市町村と連携して、宗教法人の業務として開発ができるかどうかというところの情報共有とか、それに伴う規則改正の手续とか、また年に1度、宗教法人対象の研修会もしておりますし、常に全く関知しないというよりも、日々いろんな面で関係を持ってやっているという状況でございますので、県としては全く何もしてないということではないです。

◎野町副委員長 要するに今回の問題もそうですが、せっかくの神様といいますか、宗教法人でありますので、県民に迷惑をかけない、あるいは被害を及ぼさないということが非常に大事なことであって。皆さんを幸せにするというのが大前提ですので。その点を踏まえて、県も市町村と連携をしながら問題が起こらないような監視はすべきだと思いますので、またよろしくお願いします。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、法務文書課を終わります。

#### 〈人事課〉

◎大石委員長 次に、人事課の説明を求めます。

◎北條人事課長 当課の令和5年度当初予算について、御説明をさせていただきます。お手元の資料②議案説明書（当初予算）の27ページをお開きください。

当課の歳入予算の主なものを御説明いたします。まず、7分担金及び負担金ですが、列の中ほどの節の区分欄に、（1）人事費負担金として、7,196万8,000円を計上しております。

内訳としまして、1つは市町村や他県へ派遣している交流職員の人件費に充当するため、職員交流に関する協定書等に基づき、派遣先の市町村などから負担していただくものと、もう1つは、当課において総合人事システム、安否確認システムの2つのシステムを運用しており、この運用に公営企業局職員も含んでいることから、その職員数に見合う相当分の費用を公営企業局に負担していただくものでございます。

次に、14諸収入ですが、下から2行目の節の区分欄に、（6）人事課収入として99万8,000円を計上しております。これは、民間企業などに派遣する職員用に、県で借り上げている宿舍の共益費を入居職員から受け入れているもののほか、当課で実施している職員研修に参加する公営企業局職員等の研修費用相当分を、公営企業局等から受け入れるもので

ございます。

次に、28ページを御覧ください。当課の歳出予算である、6人事費について御説明をさせていただきます。本年度の欄ですが、令和5年度の人事課の予算は総額3億6,076万5,000円となっており、令和4年度と比較しまして約4,155万2,000円の減となっております。

一番右の説明の欄に沿って御説明いたします。まず、1人件費は、人事課において勤務している職員15名分に、県内市町村や他縣市町村、国、民間企業等への派遣職員19名分を合わせた34人分の人件費です。

2人事管理費は、職員の服務規律や倫理の確保、採用選考試験の実施などに要する経費のほか、県政功労者表彰、叙位、叙勲など、栄典に関する経費を計上しているものです。

4つ目の総合人事システム運用保守等委託料は、職員の異動情報、個人情報等を管理する総合人事システムの保守に要する経費です。来年度はデジタル化推進の一環としまして、現在紙媒体で実施している新規採用職員の特別勤務評定のオンライン化に係るシステム改修等を予定しており、その経費も含んだものとなっております。

安否確認システム運用保守委託料は、地震や災害等が発生した際に、職員の安否確認と職場体制の把握を迅速に行うシステムの保守に要する経費です。

適性検査判定委託料は、人事課で実施している職員選考考査の適性検査判定の委託に係る経費です。

29ページを御覧ください。事務費は県功労者への知事表彰、叙位、叙勲の栄典事務のほか、選考試験など新規採用職員の確保に係る旅費や需用費、使用料などの経費です。

3人事企画費は、自治大学校や民間企業、国などへの職員派遣研修に係る経費です。

このうち派遣研修負担金は、自治大学校への派遣研修に伴い、県として負担する経費です。

次の研修費は、そのほかへの派遣研修に要する旅費や宿舍の借り上げなどに要する経費です。

4人材育成費は、職員研修等に要する経費で、主なものとしましては研修業務の委託に係る経費や研修を受ける職員の旅費等です。

このうち職員能力開発センター清掃等委託料は、職員研修を実施しています職員能力開発センターの施設管理に係る清掃や警備、機械設備などの保守管理に係る経費でございます。

次の職員研修管理システム保守管理委託料は、職員研修の受講の登録や研修履歴の管理などを行うシステムの保守に必要な経費です。

次の職員研修等委託料は、職員能力開発センター等で実施する職員研修に要する経費です。民間の人材育成機関の持つ専門性を有効に活用し、より質の高い研修を実施するとと

もに、効率的な施設の運営管理を行うため外部委託を行っており、現在は一般社団法人日本経営協会との間で、令和4年度から令和7年度までの複数年の業務委託契約を締結しております。令和4年度予算において、令和7年度までの経費についての債務負担行為予算を承認いただいております。令和5年度は債務負担行為予算の現年化による6,112万2,000円を委託料として計上しております。

令和5年度の職員研修につきましては、職員の職位や経験に応じ実施する指名研修や、一般能力開発研修、職場研修の支援と、全部で93研修、延べ約5,500名を対象に実施することを予定しています。

次の職員能力開発センター改修工事設計等委託料と、次の職員能力開発センター改修工事請負費は、老朽化した機械室油庫、油庫と申しますのは過去に設置していたボイラー設備の燃料タンクの保管庫になりますけれども、その油庫及びポンプ棟の解体工事を行うための設計委託料と、その概算費用を計上しております。機械室油庫及びポンプ棟は現在使用していない建物ですが、南海トラフ地震発生時には倒壊の恐れがあるため、解体を予定しております。

最後の5皇室関係費は、令和5年度に県内で開催される全国大会への皇族の方々の御来県の準備、対応に係る旅費や需用費、関係施設の使用料などの経費です。

人事課の令和5年度当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、2月補正予算について御説明をさせていただきます。資料④議案説明書（補正予算）の9ページをお願いいたします。

人事課の歳出予算です。左端の科目のうち、6人事費の行でございます。左から3列目、補正額の欄にあるとおり、今回1,430万円の減額補正をお願いしております。

内容につきましては、右端の説明欄を御説明いたします。まず、1人事管理費でございます。東北など被災地への派遣職員や、人事課において勤務している職員の旅費の減少などに伴って事務費を減額するものです。

次に、2人事企画費でございます。研修費は、自治大の研修参加に係る旅費の不用額に加えまして、国や民間企業等への派遣職員の東京都内で借り上げている宿舎の賃借料の不用額を減額するものです。

次に、3人材育成費でございます。職員研修等委託料は、令和3年度に制作したオンライン研修の動画を令和4年度研修においても引き続き活用したことや、職場研修の実績が計画より少なくなったこと等により、教材制作費や研修実施回数のほか講師旅費等が減少したことに伴い減額するものです。

職員能力開発センター改修工事請負費は、一部の工事が不要となったことから不用額を減額するものです。

人事課の説明は、以上のとおりでございます。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

(なし)

質疑を終わります。

以上で、人事課を終わります。

#### 〈職員厚生課〉

◎大石委員長 次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎北村職員厚生課長 最初に、令和5年度一般会計当初予算案の概要について御説明いたします。資料ナンバー②議案説明書(当初予算)の31ページをお開きください。

まず歳入の主なものを御説明いたします。一番上の7分担金及び負担金の節の欄にあります(2)職員福利厚生費負担金は、職員の健康診断等に係る公営企業局職員分の負担金を受け入れるものでございます。

次に、一番下に記載しております15県債です。32ページをお開きください。節の欄にある(1)職員住宅等整備事業債は、県職員住宅の修繕工事等の財源に充当するものでございます。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。33ページをお願いいたします。職員厚生課の令和5年度当初予算額は、総額で19億6,486万3,000円となっており、前年度と比較しますと14億7,396万1,000円、約42%の減となっております。減額の主な要因は、退職手当の減少によるものです。

それでは主な内訳につきまして、右側の説明欄に沿って御説明いたします。まず、1人件費のうち、3つ目の地方公務員災害補償基金負担金は、公務災害や通勤災害に遭った職員に対して、医療費等の補償費を給付する制度の原資としまして、職員の給与総額の一定割合を負担するものでございます。

次の公務災害補償費は、会計年度任用職員など、地方公務員災害補償基金の補償対象としない職員が、公務災害等で被災した場合の補償費を計上しております。

次に、2退職手当です。34ページをお開きください。一番上の退職手当、16億8,961万8,000円につきましては、警察、教育委員会、公営企業局を除く知事部局などの退職者に対して支給するもので、令和5年度は勸奨退職20名、普通退職等25名、その他、定年前退職56名の計101名と、フルタイムの会計年度任用職員4名の退職手当を見込んでおります。令和5年度は定年年齢の引上げにより、本年度よりも退職者の数が減ることなどから、当初予算比で14億円余りの減額となっております。

次に、3恩給及び退職年金は、昭和37年の地方公務員の共済年金制度の発足前に退職した職員及び遺族に対しまして、恩給法及び職員の退隠料に関する条例に基づき、退職年金等を支給するもので、令和5年度は、警察職員、教員を含めた合計で39名分を見込んでおります。

次に、4 職員福利厚生事業費ですが、地方公務員法第42条に基づき、職員の保健や元気回復を図ることを目的として、県、地方職員共済組合高知県支部、高知県職員連合労働組合の3者で構成する高知県職員レクリエーション事業実施委員会が実施する球技大会などの事業に対して、助成を行うための経費等でございます。

次に、5 福利厚生施設整備費ですが、県職員住宅の管理や維持修繕等に要する経費でございます。

まず、職員住宅管理委託料は、県職員住宅の維持修繕や管理業務等を、高知県住宅供給公社へ委託するものでございます。

次の設計等委託料と、1つ飛ばして事務費につきましては、令和2年3月に策定しました高知県職員住宅長寿命化計画に基づき、緊急を要する工事及び集約化により廃止を予定している職員住宅に係る経費などを計上したものでございます。来年度は安芸地区高台寺職員住宅合併浄化槽設置工事及び安芸地区東浜職員住宅下水道設置工事の実施設計委託に要する経費を計上しております。これら2つの職員住宅につきましては、現在浄化槽が未設置であるため、合併浄化槽設置と下水道接続の工事を行うものです。

6 職員健康管理費は、職員の心と体の健康づくりを推進するための経費でございます。

まず、職員健康診断等委託料は、一般健診、がん検診、特殊健康診断などの健診の実施や結果の通知、保健指導などの業務を健診機関へ委託するものでございます。

35ページを御覧ください。上から2つ目の健康管理費負担金は、地方職員共済組合高知県支部が実施する人間ドック事業に対しまして、個人負担の7,000円を除く費用の2分の1を負担するものでございます。なお、この負担金の相手方である地方職員共済組合高知県支部の支部長は知事となっており、民法で定める双方代理による契約となりますので、その効力を有効なものとするため、予算案を審議していただく中であらかじめの許諾をいただきますようお願いいたします。

最後の事務費は、主にメンタルヘルス職員研修や健康相談事業などの経費でございます。メンタルヘルス対策につきましては、職員の心と体の健康づくり計画に基づきまして、早期発見早期対応ができるような体制づくりと、働きやすい職場づくりを進めてきております。相談事業につきましても、当課のスタッフと専門の精神科医、産業カウンセラーが連携して相談を受け、重症化する前にカウンセリングや治療等、職員に対する適切な対応ができるよう取組を続けてまいります。また、ストレスが少なく働きやすい職場づくりを目指して実施しております職場ドックにつきましては、情報共有や仕事のしやすさの工夫、執務環境の整備といった面で成果が出てきておりますので、来年度も引き続き取り組んでまいります。

令和5年度当初予算の説明は以上です。

続きまして、令和4年度の補正予算について御説明いたします。資料ナンバー④議案説

明書（補正予算）の10ページをお願いいたします。

歳出につきまして、右の説明欄に沿って御説明いたします。

1 退職手当につきましては、勸奨退職者等が見込みを上回ったことなどにより、1億9,272万7,000円の増額を行うものでございます。

2 恩給及び退職年金の588万2,000円の減額は、受給者数の減少によるものでございます。

3 職員健康管理費の健康管理費負担金は、人間ドック受診者が見込みを下回ったことにより、338万7,000円の減額を行うものでございます。

補正予算の説明は以上です。

最後に、繰越明許費について御説明いたします。11ページをお願いいたします。

福利厚生施設整備費について、職員住宅の改修工事に係る実施設計の委託業務において現地調査を行ったところ、工法の変更が必要になったことなどから、計画調整に日時を要したため、改修工事の年度内完成が見込めなくなり、5,506万2,000円の繰越しをお願いするものでございます。

職員厚生課からの説明は以上でございます。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎桑鶴委員 退職手当については何名分ですか。

◎北村職員厚生課長 当初予算のほうは、正職員が101名と、フルタイムの会計年度4名、合計105名の分を見込んでおります。

◎野町副委員長 職員住宅の関係で教えていただきたいんですけど、改修とか新設とかというのは、第何期か分かりませんが、多分5年なら5年、10年から10年の期間を決めて、改修計画とか新設計画というのはあるんだろうと思いますけれども、それがどの程度の期間で、どれぐらいあるのか教えていただけませんかでしょうか。

◎北村職員厚生課長 令和2年3月に高知県職員住宅長寿命化計画というのを作成しておりますが、それに基づいた大規模改修というのは行っておらず、立地条件がよくて改修すれば入居者の増加が見込まれるものであるとか、合併浄化槽の設置など法令上対応が必要なものについては、建て替えや改修を含めて対応を検討するというにはしておりますが、財政上の問題もありますので、明確にといいますか、何年までにどこまでという具体的なところまでは決めてない状況です。

◎野町副委員長 なぜこんなことを聞くかということ、職員住宅、あるいは自衛隊の宿舎もこの間見させていただきましたが、公務員の住宅って本当にもう必要最小限の、以前で言えば2人、3人同室みたいなことが、やっとワンルームになったぐらいな感じだろうと思いますけど、もう世の中が随分変わってきて、若い者にとってはワンルームが当たり前であって、Wi-Fiもついてないのはおかしいみたいなことも含めて、せっかく改修する、せっかく造るのであれば、住みやすい、気持ちよく、職員がモチベーションが上

がるものにしていただかなければならないということを森田委員がよくおっしゃっておられます。私もそのとおりだと思います。

この総務委員会で、学校を訪問させていただいた中で、教育委員会の話になるのかもしれませんが、お墓の横に職員住宅があるという事例を見させていただいて。お墓の横だからいけないということはないんですけど、ただ、そこはやっぱり入っていらっしやらないです。

安芸市にも、浄化槽とか下水道とかつけていただいて、本当にありがとうございます。しかし、もう廃止になったと聞いてますけど、海岸ぶちにあったりとか、あるいは今度法律が変わって、山のほうは山崩れもあるんでそういうところには住めないとか、いろいろあるかと思いますが、そういう部分については、しっかり改修をしていただかないといけないんじゃないかなと思ひまして、お話をさせていただきました。

その中で、安芸市の東浜の職員住宅も、カーテンがついてないお部屋が随分あると思うんですが。入居率というのは、東浜に限らずですけども大体どれぐらいあるのか、本当に必要なものになっているのかというところについては、どのようにお考えでしょうか。

◎北村職員厚生課長 入居率は東浜が91.7%になっております。

◎野町副委員長 そんなに入ってるのか。

◎北村職員厚生課長 職員住宅全体では、今、工事とかで入居募集してないところを除きますと、2月1日現在の状況で74%です。

◎野町副委員長 それぐらい入っていれば十分なのかなとも思うんですが。近傍待機の職員なんかも含めてだろうと思いますので、日常的に本当にそれだけ入ってるのかというと、ちょっと疑問を感じるんですけども。

要は、職員のモチベーションが上がって、職場の近くで地域の住民の皆さん方と親しくお話ができて、そういうことがあるから住宅なんだろうと私は思ってるんです。そこはしっかりとやっていただきたいということ。

最後に。これは管財課の話になるかもしれませんが、職員住宅の跡地、あるいは使わなくなる施設、いわゆる空き家ですよね。こういったものを有効に活用していくのは非常に大事なことだろうと思ってるんです。やはり移住者の皆さん方は、住宅がないと非常に困ってます。また、外国人の労働者あるいは実習生、そしてまたみらい留学でこられた方々を含めて、実際大変困ってるわけですね。こういう方々に対して、やっぱり土木部が力を入れてるわけですから、しっかり連携させていただいて、耐震改修も含めて、県が率先垂範して空き家を使っていくと。自分の持ち物ですから自分でしっかり修繕もして、広く住民の皆さん方に貸し与えるということって、私はすごく大事なことじゃないかなと思ってるんです。そこについては部長、どうでしょうかね。

◎徳重総務部長 まず跡地の活用とか、使わなくなった公用の施設の活用ですけども、

もちろん売却などをする前に県庁内とか、もしくは市町村などに、使う可能性とか活用の意図はありますかという御照会をさせていただいてから、そこで使わないとかであったら民間に対して売出しをしていくとか、できるだけ活用の意向を諮った上で、そうは言っても使わないのであればずっと遊休にしておくわけにはいきませんので、売却して適切に資金を得ていくということをやらせていただいております。

また今、移住者用とかで使えないかというお話もございました。県内、結構空き家がある中で、まずはできるだけ民間で持っている空き家とかを活用していただくのが、正直いいのかなという気もいたしますけれども。一方で県営の職員住宅なども、市町村に貸出しをして移住者にも入ってもらうといった取組も、実はもうやっております、貸出しの期間であったり、県職員の住宅も大分老朽化しているものもあって、なかなかスムーズにいかない部分もあるんですけれども、遊ばしておく必要はもちろんございませんので、活用できるものはできるだけ使っていくという方針でやらせていただいております。

◎野町副委員長 実は私、2年ぐらい前に、JAが外国人の実習生を含めて職員住宅を安芸で貸していただきたいということがあって、御相談申し上げたことがあるんです。しかし残念ながら、いい答えにはならなかった。そこはずっと空いてるんです。位置的に言えば、出荷場の近くであって、あるいはサポートハウスのすぐ横であってということで、非常にいい立地なんですね。そういうところが、何か草ぼうぼうになって使われていないというのは、市町村を含めて、あるいはJAなんかも含めてもっと周知をいただいて。その中で修繕を自らやる、あるいは県がやれる、それぞれあると僕は思うんです。空き家対策にこれだけ力を入れてるわけですから、もう一度、もう一步踏み込んでいただければ、すごく助かる方々は多くいらっしゃるんじゃないかなと私は思います。その点、どうでしょうか。

◎大石委員長 要請にしますか。

◎野町副委員長 要請で構いませんけれども。ただしっかり僕は、これ強く言っておきたいので。よろしくお願ひしたいと思います。

◎森田委員 県営住宅に当たるのかどうか分からんけど、市営住宅もそうやけど、教職員住宅なんかが目につくところが、結構ぞんざいに、維持管理というんかね、建物そのものもそうですけど、中の設備なんかもどんどん陳腐化して、時代遅れになっていきゆう。外回りもね、入居してない家なんか、もう草ぼうぼう、木はぼうぼう。個人の家やったらもう、みんなそれなりに一生懸命やりゆうけど。外回りの維持管理もしていかなとね。枯れ葉はいっぱいあるし。教職員住宅でも、県職員住宅でも、もうちょっと入居した人に自覚もしてもらって、手の届く範囲は掃除もして。そうやないところはきちっと委託管理をしてでも、木も切る、掃除もする、定期的にせんと近所迷惑やし、税金をぞんざいに使いゆうなというイメージがいっぱいありますよ。

たしかにこうやって予算も張りつけて、執行、精査もしっかりしゆうけど、片やだだぶりの、そういうお金が浪費されていきゆう。決算には上がってこんにしても、本当にきっちりお金の執行管理しゆうんかなという見栄えの公営建物がいっぱいあるんで。入居しちゆうところは、手の届く範囲は入居者の責務としてやってもらう。あるいは入居してないところについては、きっちり見栄えも整える。そんなことも常に意識して、建物も施設も管理していかないかんと思うけどね。

年に何回か手を入れゆうとか、委託して掃除させゆうとか、管理はどのようにしゆうんですか。

◎北村職員厚生課長 各住宅の自治会のようなものをつくっておりますので、そこに対して定期的な清掃であるとか、草刈りとか、協力してやるようにというのは、年何回か事務連絡もしております。あと高い木の剪定につきましては、高知県住宅供給公社に委託している委託料の中から、定期的に刈るようにしております。

◎森田委員 僕がそうやって気がつくぐらいやから、なおしっかり発注者として自分の目で委託管理をしてもらいたい。公共の部分なんか、自転車も何もほたくり込んじゆうし。たしかに共益部分はしっかりしなさいとかは、一定、委託管理の設計書には入っちゆうかも分からんけど。共益部分だとか、植木だとか、未入居の家の維持管理。中は入った人で、陳腐化した分はどんどん更新していくにしても、県の関係した施設やったら、外回りもしっかり手抜かりないように。全体のイメージも上げていかないかんしね。手を入れんかったら、どんどん陳腐化、劣化していくんで。そこら辺、しっかり手を入れて管理をしてもらいたいなと思います。その目で管理をしてください。

◎北村職員厚生課長 はい。ありがとうございます。

◎大石委員長 さっき話が出たかもしれませんが、入居率が全部で7割とおっしゃってましたけれども、収入といいますか、家賃も職員からいただいといます。総額収入がお幾らで、年間かかっている支出というか、維持管理費がお幾らだったですかね。

◎北村職員厚生課長 令和3年度になります。職員住宅の貸付料が6,589万6,760円になっております。職員住宅管理委託料のほうは令和3年度の決算で、3,307万5,744円になっております。

◎大石委員長 今の話でいうと、維持管理費を引いても3,000万円ぐらいは残ってるということですか。

◎北村職員厚生課長 6,000万円幾らが、管財課収入、財産収入ということで、管財課の収入にはなっておるんですけれども。

◎大石委員長 それと、基本的に新築はほとんどないと思うんですけど、減価償却みたいなのは全部、大体終わってるんですかね。

◎北村職員厚生課長 減価償却という考え方はしてないんですけれども、築30年以上の住

宅が、全体の45.2%という状況ではあります。

◎大石委員長 入居率はずっと、たしか決算で聞いたときも下がってる、横ばいみたいな感じだったと思うんですけど。入居率というのは、県としては上げていきたいんですか。それとも今ぐらいで適正だと思ってるんですかね。考え方としてはどうなんですか。

◎北村職員厚生課長 もっと上げていきたいとは思っております。

◎徳重総務部長 職員住宅ですね、あるものにはできるだけ入っていただくというのが、基本方針ではございます。ただ、先ほど来御指摘いただいておりますように、なかなか維持管理費用もかかっているということと、老朽化が大分進んでいるということで、新しいものをどんどんつくっていく、更新もしっかりしていくというよりは、長寿命化計画を立てて必要最低限のものを残していくのが、基本的な考え方でやらせていただいております。

職員住宅に対する、特に若手の職員の意識とかも変わってきておまして、なかなか市内では入ってくれる職員も少なくなっているということもございますし、また、エリアによってかなり差はあるんですけども、民間の住宅の供給もしっかりしているといった状況もございますので、ニーズや必要性とかというのをよく勘案しながら、職員住宅をどれぐらい配置しておけばよいのか、総務部でしっかりと考えていかないといけない課題だと思っておりますので、費用も含め、毎年毎年考えながらやらせていただきたいと思っております。

◎大石委員長 今のお2人の話は、基本的にせっかくあるものを活用してもらいたいという願意だったと思います。今いろいろ勘案してという話がありましたけど、若手の職員たちに、どういう状況だったら使うとか、ニーズ調査をしたことはあるんですか。

◎徳重総務部長 今おっしゃったような、アンケート調査みたいなのはしていないですけど、募集をかけたときの、入居したいと手を挙げてくれる職員の状況とかを見ながら考えていきたいと思っております。

◎大石委員長 重要なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは質疑を終わります。

以上で、職員厚生課を終わります。

#### 〈財政課〉

◎大石委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎中島財政課長 まず、令和5年度当初予算について御説明申し上げます。表紙の右上に②と書いてます議案説明書（当初予算）の36ページを、お開きいただければと思います。

まず歳入につきまして、主なものを説明させていただきます。一番上の3地方譲与税ですが、143億5,900万円余りを計上しております、前年度比で約700万円の増となっております。理由としましては、全国的な法人税収の増に伴って、特別法人事業譲与税の増額を見込んでいて、これが主な要因となっております。

続きまして、37ページを御覧いただければと思います。上から3段目の5地方交付税につきまして1,804億円余りを計上しておりますが、後ほど説明します臨時財政対策債が21億円余りですけれども、これを合わせた実質的な交付税ベースでは、1,825億円余りとなっており、前年度比で5億4,300万円の減を見込んでおります。これは令和5年度の地方財政計画におきまして、全国的な税収増もあり、実質的には交付税が減となっていることを踏まえたものでございます。

続きまして、38ページを御覧いただければと思います。中ほどの12繰入金の基金繰入金ですが、こちらは財源不足への対応ですとか、満期一括償還方式の県債償還に充てるため、226億円余りを取り崩すといった予算になっております。

39ページを御覧いただければと思います。一番下の15県債でございますけれども、その中の臨時財政対策債につきましてですが、先ほど地方交付税の箇所でも触れさせていただきましたけれども、21億円余りを計上しております。

続きまして、歳出を説明させていただきます。41ページをお開きいただければと思います。

まず、中段の8財政費についてですが、一番右側の説明欄を御覧いただければと思います。この中の2一般管理費ですが、こちらは知事、部局長などの交際費と、職員の病休ですとか、産休などによって会計年度任用職員を雇用する場合にかかる経費など、全庁の調整的な経費として600万円余りを計上させていただいているものでございます。

その下の3財政管理費ですが、こちらは財政課の事務費と、部内の総務事務経費を計上しております。特にこの中で、下から2つ目の予算編成支援システム再構築等委託料ですけれども、こちらは令和6年度当初予算編成からの活用に向けて、今まさにシステム再構築を令和4年度から実施しているものでございます。こちらにつきまして、令和5年度分として2,600万円余りを計上させていただいているものでございます。

次に、42ページを御覧いただければと思います。中ほどの、16公債費の元利償還費ですが、地方債の元利償還金等に充てるために県債管理特別会計に繰り出すもので、668億円余りと前年度より17億円余りの増となっております。これは過去に借り入れた、起債の償還費が増加することに伴うものでございます。

次に、17諸支出金の基金のうち減債基金ですが、この積立金につきましては138億円余りと、前年度より15億円余りの増となっております。こちらは満期一括償還方式の県債の借入れに係る積立金が増加することに伴うものでございます。

次に、43ページを御覧いただければと思います。一番上の、2退職手当基金につきまして31億8,800万円余り計上しておりますが、これは令和5年度からの定年引上げに伴い令和5年度は支出が少なくなるんですけれども、後年度負担が大きくなるため、この後年度負担を平準化するために必要額を積み立てるものでございます。

中ほどの3公営企業支出金のうち、病院事業会計支出金につきましては、40億6,300万円余りを計上させていただいておりますけれども、こちらは県立病院の救急や高度医療、建設改良等に要する経費などについて、繰り出し基準に基づき計上させていただいております。

次に、その下の18予備費でございますけれども、6億4,000万円を計上させていただいております。前年度より3億円の減の計上とさせていただいております。こちらは例年計上している1.4億円に加えまして、不測の事態に対応するためということで、ここ2、3年の実績なども踏まえまして、5億円を上積みして、合計6.4億円計上させていただいているというものでございます。

続きまして、県債管理特別会計について御説明させていただきます。787ページをお開きいただければと思います。こちらの会計は、県債の借換えですとか、償還にかかる経費を明確にするために設けているものでございます。

まず歳入ですけれども、県債管理収入につきましては、上から3段目の一般会計からの繰入金、669億4,800万円余りで、その下段、満期一括償還等に伴う借換えとして400億5,100万円を計上させていただいております。

次に、788ページを御覧いただければと思います。歳出につきましては、公債費全体で1,069億9,900万円余りと、前年度より101億2,100万円余りの増となっております。これは主に過去に借り入れた、満期一括償還方式の県債が償還を迎えるものが多かったということに伴って、元金の償還金が増えていることが主な要因となっているものでございます。以上が当初予算です。

続きまして、令和4年度の補正予算につきまして、御説明申し上げたいと思います。表紙の右上に④と書いてあります議案説明書（補正予算）の12ページをお開きいただければと思います。

まず歳入についてでございます。12ページの上から4段目の5地方交付税につきまして、65億4,400万円余り増額することとしておりますが、これは国の補正予算による追加交付などがあつたことによるものでございます。

次に、13ページを御覧いただければと思います。12繰入金の2基金繰入金につきましては、地方消費税清算金や地方交付税などの増額分に加えまして、予算の効率的な執行などにより生じた財源を活用しまして、財政調整基金の取崩しを78億円余り取りやめることとしております。

次に、このページ一番下の、15県債の臨時財政対策債の部分でございますが、こちらは30億1,300万円減額することとしております。これは先ほど60数億円と言いましたけれども、普通交付税の交付額の増の反面、臨時財政対策債の発行可能額が減額されたことによるものでございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。14ページをお開きいただければと思います。まず2総務費の8財政費につきましては、予算編成支援システム再構築等委託料の入札残など、2,100万円余りを減額することとしております。

次に、中ほどの16公債費の元利償還金でございますけれども、5億3,500万円余りを減額することとしておりますが、これは特別会計の元利償還金において、借入れ金利が見込みを下回ったことなどによる減額でございます。なお、369ページと370ページの県債管理特別会計においても、これに対応する減額を行っております。

次に、15ページを御覧いただければと思います。3公営企業支出金のうち、病院事業会計支出金につきましては、病院事業会計に対する貸付金が当初見込みを下回ったため、3億200万円余りを減額することとしております。

以上で、財政課の予算となります。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎塚地委員 22年度の2次補正が2月の中旬ぐらいに限度額として示されて、その限度額で示された金額の、どの程度が今、予算化されていて、来年度の単独事業に対して充当できるようなものが、残っているのかどうなのかを教えてもらいたいと思って。

◎中島財政課長 今、塚地委員から御質問にあったものは、地方創生臨時交付金の、いわゆる国庫補助裏分といいまして、国補助金を使った量に応じて交付される分でございます。こちらは2月に交付決定、通知があったのが4.5億円になっております。この4.5億円分については来年度に繰越して予算計上できるような仕組みになっておりまして、それを活用しまして、来年度当初予算では2.2億円を予算計上させていただいております。ですので、今後活用できる額としては2.3億円が残っているという状況でございます。

◎塚地委員 その2.2億円分はどこに充当されたのかというのを。今じゃなくても構いませんけど。

◎中島財政課長 2.2億円の主なものですけれども、例えば、あんしん会食推進の店なども、来年度も引き続き規模を縮小しながらも実施することとしておりまして、そういうものに3,000万円強を充ててます。あとは、実際どうなるかはあれですけれども、無料検査の地方負担分ですとか、ゴールデンウィークの期間中に開設していただいた医療機関への協力金などで合計1億円強とか、主にそういったものに計上させていただいております。

◎大石委員長 来年度から議会のデジタル化というのを進めてまして、今のところ、タブレットでいろんな資料をいただけたりと、執行部とどこまで調整するかですけれども、そういう議論が進んでます。その中で、恐らくこの議会で議決されたら、例えば予算の情報とか、予算情報検索システムで令和5年度の予算が検索できるようになると思うんです。金抜きの予算見積書が図書室には届いてるのかもしれないけれども、本来はこの当初予算の審議のときも、一定見積書とかも議会にも共有いただいて、もともと平成14年ぐらい

から、開かれた県政をつくるということで公開、検索できるようにしてということで、財政課のホームページの中から見れると思うんですけれども。

恐らく庁内ではPDFというか、見積書とかもデータで共有してると思うんですけど、議会にはデータでは共有されてない、というかシステムの中に入ってこないからされないんですけれども。これは一般の県民が見れるということで、議決が終わるまでは共有しないんだと思うんですけれども。

例えば、我々がタブレットとかを来年度から活用するってなったときに、一定、知事査定が終わった段階での予算見積書を議会にもデータで共有するとかということは、可能性としてあるんでしょうか。

◎中島財政課長 同様な指摘、恐らく今年度の4月の委員会でも議論があったかと思いません。今、共有が遅れている要因としましては、予算編成システムの再構築の話を予算上させていただきましたけれども、途中から紙ベースになったりして、システム上やPDF上のデータが、査定が終わった時点では最新になっていないというのもあり、電子的な共有になかなか時間がかかっているというようなところもあります。そこは御指摘をいただいていますので、問題意識を持って、今まさに、予算システムの再構築の中でどう対応できるかを念頭に置きながら作業を進めているところです。来年度の当初予算のときに何をできるかというのを、予算編成システムの中身や進め方も見ながら、どのタイミングで共有できるか、なるべく早く共有できるように検討を進めていきたいと思っております。

◎大石委員長 議員の定数も少しずつ減ってまして、我々も37名という議員で、県の全部の予算を見ていくわけです。また、決算と予算というのはある種一体だと思えます。予算の見積りの情報が図書室の紙で来たとしても、なかなか1つ1つ検索してというと非常に厳しいので。本来、議会事務局からも要請しないといけないのかもしれませんが、また御検討いただければと。来年から議会もデジタル化を進めていきますので、ぜひそのあたり連携してできるようにお願いをしたいと思います。

それでは質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

#### 〈税務課〉

◎大石委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎阪本税務課長 令和5年度の当初予算案につきまして、御説明申し上げます。お手元の資料ナンバー②の当初予算の議案説明書の45ページをお願いします。

令和5年度の歳入予算の県税収入につきましては、県内景気に持ち直しの動きが見られますが、物価上昇や新型コロナウイルス感染症の動向等の影響がありますことから、今年度の当初予算と比較いたしまして3.7%、25億6,200万円余りの減となります、675億3,400万円余りと見込んでおります。

それでは、主な税目について御説明申し上げます。まず、上から3番目の個人の県民税でございます。県内の雇用者所得は緩やかに持ち直している中、配当割、株式等譲渡所得割が減少傾向にありますことから、今年度の当初予算との比較で2%の減となります219億7,900万円余りを見込んでおります。

次の法人の県民税でございます。企業の生産活動は緩やかに持ち直しの動きが見られますが、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響がありますことから、今年度の当初予算との比較で14.6%の減となります14億4,800万円余り、また、一番下にあります法人の事業税につきましても、9.5%の減となります139億5,500万円余りを見込んでおります。

次に、46ページをお願いいたします。一番上の地方消費税につきましては、県内景気の持ち直しの動きが見られますが、物価上昇による個人消費への影響もありますことから、今年度当初予算との比較で1%減となります143億6,200万円余りを見込んでおります。

次のページをお願いします。下から5番目の自動車取得税につきましては、令和元年10月の自動車税環境性能割の導入に伴い廃止となったものですが、一部の自動車製造会社による排出ガス・燃費性能試験の不正行為に伴い、エコカー減税の軽減税率により課税されていまして不正行為対象車両につきまして、本来徴収すべき税額との差額が生じることとなりましたことから、今年度と来年度、その納税不足となる差額分を追加徴収することになり、来年度は3,500万円余りの税収を見込んでおります。

次に、下から2番目の地方消費税清算金でございます。地方消費税は各都道府県の税務署に申告納付された税収を、最終消費地となる県に帰属させるため、小売年間販売額に関するデータや人口を基準として、各都道府県間で清算を行うこととなっております。この清算金収入は、他の都道府県から本県に払い込まれるものでございます。令和5年度は、全国の払込み状況などを参考に、今年度の当初予算との比較で9%の増となります367億7,800万円余りを見込んでおります。県税収入と合わせますと、今年度当初予算との比較で0.4%、4億6,100万円余りの増となります1,043億1,300万円余りとなります。

次に、歳出予算につきまして御説明申し上げます。49ページをお願いします。賦課徴収に要する経費であります税務費につきましては、前年度と比較いたしまして、1億3,500万円余りの減となります24億4,300万円余りとなっております。

歳出の主なものを、右端の説明欄に沿いまして御説明申し上げます。まず、人件費でございますが、税務課と県税事務所の職員142名分の給与でございます。

次の賦課徴収費の2番目の県税等収納業務委託料は、コンビニエンスストアとスマートフォンを利用した県税収入につきまして、その収納業務を収納代行業者に委託するための経費でございます。

4つ下の債権調査回収委託料は、税外未収金対策のうち、県職員では対応が困難な案件

の回収を促進するために、債権回収の専門知識とノウハウを有する弁護士の方々に回収業務を委託するための経費でございます。

一番下の地方税共同機構負担金につきましては、全国的に運用されています法人2税の電子申告などのシステムの共同管理と、地方税に関する調査研究や研修などを行うことを目的に、地方税法の規定により設立しております地方税共同機構に対する負担金でございます。

50ページに移らせていただきまして、上から3番目の地方消費税徴収取扱費負担金でございます。地方消費税は、国税である消費税と一緒に各地の税務署に申告納付され、その後、国から県に払い込まれますことから、県税である地方消費税の賦課徴収に要する経費を、地方税法の規定に基づき国に支払うものでございます。

3納税促進費は、税に関する知識の普及や啓発活動、市町村や特別徴収義務者に対する交付金などに要する経費でございます。

そのうち3つ目の個人県民税徴収取扱費市町村交付金と、その下にあります軽油引取税特別徴収義務者交付金は、個人県民税の賦課徴収を行う市町村と軽油引取税の特別徴収を行う石油販売店等などに対しまして、地方税法の規定などに基づきまして交付金を支出するものでございます。

次の4税務電算事業費です。県税の賦課徴収に係る一連の事務をシステムで処理するための経費でございます。国から提供される税務データなどを共同処理する経費や、税務システムの運用保守に関する業務を委託する経費でございます。

そのうち上から2番目の税務システム整備等委託料でございますが、税務システムの運用保守の業務を委託する経費と、自動車税種別割の納税通知書など、発出件数の多い帳票の作成や封筒への封緘作業、自動車税申告書のパンチ入力作業などを外部委託するための経費でございます。

続きまして、51ページを御覧ください。諸支出金でございます。内訳の1地方消費税清算金は、各都道府県で納付された地方消費税を、最終消費地に帰属させるための清算を行った結果、本県から他県に支払うものでございます。

その下の2利子割交付金から6ゴルフ場利用税交付金と、8自動車税環境性能割交付金から、10自動車取得税交付金につきましては、地方税法の規定に基づき、それぞれの県税収入の一定割合を各市町村に交付するものでございます。

7県税還付金等支出金は、納付した税金が納め過ぎとなった場合や誤って納められた場合に、過誤納金として納税者に還付するための経費でございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、770ページをお願いします。令和5年度の高知県収入証紙等管理特別会計の当初予算案につきましては、御説明申し上げます。自動車税のうち、自動車を取得する際に

課税されず環境性能割と、新規登録時に月割で課税いたします種別割につきましては、地方税法の規定により、証紙により納付することとされておりますので、この2つの税に関する経理をこの特別会計で処理しております。また、市町村税であります軽自動車税の環境性能割につきましても、地方税法の規定により、当分の間、都道府県が賦課徴収することとされておりますことから、併せてこの特別会計で処理しております。

まず、歳入でございます。証紙収入は収納に関する取扱手数料に相当いたします一般会計からの繰入金金を670万円余り、始動票札交付料を8億4,500万円余りと見込みまして、合計で今年度との比較で6,200万円余りの減となります、8億5,100万円余りを計上させていただきます。

次のページをお願いします。歳出につきましては、歳入として受け入れました8億5,100万円余りの全額を繰出金といたしまして、一般会計に繰り出すことで、登録時における自動車税に関する税収としております。軽自動車税の環境性能割につきましても、申告実績に応じまして、各市町村に支出をしております。

特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、令和4年度一般会計補正予算案につきまして、御説明申し上げます。お手元の資料ナンバー④、補正予算の議案説明書の16ページをお願いします。

まず、歳入の県税でございますが。今年度の税収につきましては、昨年度の納付状況や国の地方財政計画などを参考に見込んでおりましたが、税収が当初の見込みを下回る見通しとなりましたことから、県税全体といたしまして、14億6,400万円余りの減額補正をお願いするものでございます。

それでは増減額が大きい税目につきまして、御説明を申し上げます。上から3番目にあります、個人の県民税でございます。所得割につきましては当初の見込みを上回りましたが、配当割と株式等譲渡所得割が当初の見込みほど伸びなかったことから、全体で4億8,200万円余りの減を見込んでおります。

その下の法人の県民税と一番下に記載しております法人の事業税につきましては、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響などから、法人県民税で1億4,200万円余り、法人事業税では4億8,300万円余りの減を見込んでおります。

3つ上の3利子割につきましては、令和3年末頃から預金利子の減少が続いております、1億1,400万円余りの減を見込んでおります。

次のページに移りまして、下から2番目にごございます軽油引取税につきましては、県内の消費が減少傾向にありますことから、1億3,400万円余りの減を見込んでおります。

次に18ページに移っていただきまして、下から4番目にあります自動車取得税につきましては、先ほど当初予算で御説明させていただきました、排出ガス・燃費性能試験の不正行為に伴います納税不足分を追加徴収するものでして、1,500万円余りの税収を見込んでお

ります。

一番下に記載しております地方消費税清算金につきましては、この1月の地方消費税の国からの払込みをもちまして収入額が確定いたしましたので、11億400万円余りの増額をさせていただきますものがございます。

歳入につきましては、以上です。

次に、歳出予算の補正につきまして、御説明を申し上げます。20ページをお願いします。

まず、右の説明欄の1番目にあります賦課徴収費につきましては、県外旅費などにつきまして不執行が生じたことから、減額させていただくものがございます。

次の税務電算事業費の電算システム修正等委託料でございますが、今年度の税制改正につきまして、大規模なシステム改修が必要となる地方税法の改正などがございませんでしたことから、1,100万円の減額をするものがございます。

次の収入証紙等管理特別会計繰出金につきましては、後ほど説明させていただきます自動車税の環境性能割などの会計を処理しております特別会計への繰出金でございますが、税収の減額見込みに伴いまして、減額をさせていただくものがございます。

次の諸支出金でございます。自動車取得税市町村交付金につきましては、これまで御説明させていただきましたとおり、自動車取得税につきまして、排出ガス・燃費性能試験の不正行為に伴い納税不足分を追加徴収することとなりましたので、地方税法の規定に基づき、県税収入の一定割合を市町村に交付するための予算措置をさせていただくものがございます。

以上によりまして、一般会計の歳出全体では、一番下の計にありますとおり250万円余りの減額の補正をお願いするものがございます。

次に、357ページをお願いします。令和4年度の高知県収入証紙等管理特別会計補正予算案でございます。証紙による納付される自動車税環境性能割の税収の減額に伴いまして、その会計を処理しております特別会計のほうも、1億1,300万円余りの減額の補正をお願いするものがございます。

次のページをお願いします。歳入の減額の見込みに伴いまして、歳出の一般会計等繰出金につきましても、同額の減額補正をお願いするものがございます。

以上が特別会計でございます。

続きまして、税務課から提出させていただいております、2つの条例議案について御説明をさせていただきます。お手元の議案補足説明資料の赤いインデックスで税務課とありますところをお願いします。

まず1の、高知県税条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。この条例改正は森林環境税に関するものです。趣旨にございますように、水源の涵養をはじめ山地災害の防止、二酸化炭素の吸収等の森林の公益的機能の低下を予防し、県民の理

解と協力のもと、森林環境の保全に取り組むための財源を確保することを目的といたしまして、平成15年度に導入しました森林環境税につきまして、今年度で第4期目の課税期間が満了しますことから、県民の皆様の御意見等を踏まえまして、引き続き5年間延長しようとするものでございます。

内容につきましては、税率はこれまでどおり、個人及び法人県民税の均等割に一律500円を上乗せする方法といたしまして、課税期間を令和10年3月31日まで5年間延長するものでございます。

2ページ目をお願いします。A3横長の資料でございますが、森林環境税の延長と第5期課税期間の取組の強化について、御説明をさせていただきます。第5期森林環境税の賦課徴収の概要につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおりでございます。なお、税收規模といたしましては、年間1億7,000万円余りを予定しております。

この森林環境税の延長に関しまして、県民の皆様からいただきました御意見等を、その下の枠にお示ししております。昨年の12月定例会でも御報告させていただきましたように、税の延長に関しましては、約9割の方から賛同をいただいております。図の1の棒グラフ、赤とオレンジの部分が賛成意見となります。

一方、右側の円グラフ、図2、3にお示ししておりますように、森林環境税と税の使途につきましては、7割を超える方に知られていないという状況です。認知度が低く、県民の皆様が森林環境税を活用した取組の効果が伝わっていないという課題が明らかになりました。

なお、枠内左側に、昨年11月から12月にかけて実施いたしました、パブリックコメントの結果を記載させていただいております。使途を拡充することや、税を活用した取組の提案など5件の御意見が寄せられており、反対意見はございませんでした。

こうした県民の皆様からの御意見や、国からの森林環境譲与税が県と市町村に譲与されていることなどを踏まえ、第4期の森林環境税の活用事業と、来年度からの第5期の活用事業の概要をお示ししたものが下の枠にございます。今後の森林環境税では、継続することで県民の皆様の中に根づいてくる森林への理解と関わりを深め、広げていくためのソフト事業を中心に活用することといたしました。また、県民の皆様のご参加のもと、森林を保全していくための税であることを鑑みたときには、先ほど御説明いたしました認知度の低さは、改善しなければならない課題と考えますので、森林環境税活用事業の効果を県民の皆様が実感していただくための取組を強化することとしております。

図で、第4期と第5期の森林環境税活用事業を対比させております。第4期の事業のうち、市町村の森林環境譲与税の活用をお願いするものを灰色の点線でお示ししております。また、第5期に引き継ぐ取組につきまして、赤色の点線で変更点をお示ししております。

まず、第4期の枠の中ほどにあります木材利用につきましては、市町村施設に関するも

のを森林環境税の対象から外し、市町村の譲与税で対応していただくよう整理いたしました。また、第4期の一番下にあります森林整備につきましては、森林関係譲与税において目指すところでありますので、同様に市町村の譲与税を活用していただくこととしております。

その他の取組は基本的に継続することとし、第5期森林環境税活用事業の枠内にありますように、森と触れ合い、学ぶ、1こうちの森で人づくり事業と、森を守り育み、使う、2豊かな森づくり事業の2つの柱に整理して事業を進めてまいります。

右側の枠内には、令和5年度の主要な新規・拡充事業を記載しております。森林環境学習等推進事業委託料では、森林環境学習や、森林保全ボランティア活動の支援体制を強化してまいります。

また、森林環境情報誌作成等委託料と座談会等開催委託料では、県民の皆様には森林環境税活用事業の効果などを実感していただけるよう普及啓発を行いますとともに、取組の改善に向けた御意見等も伺ってまいります。

その下の環境不動産評価事業委託料等と緑化促進事業費補助金では、建築物や日常的に訪れる施設などにおきまして、木材や樹木、緑のよさを感じていただく取組を進めることとしております。

なお、第5期森林環境税活用事業の枠の一番下に記載しておりますが、第5期の課税期間におきましては、環境の変化やその時々ニーズに合わせて、県民の皆様の御意見を取り入れ、常に事業を改善していきたいと考えております。

以上が、県税条例の一部を改正する条例議案の内容でございます。

1ページ目にお戻りをお願いします。続きまして2の、高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

こちらの趣旨でございますように、昨年6月議会におきまして、不動産取得税に係る県に対する申告につきまして、令和5年度以降、不動産取得税の課税のために必要となる登記情報が、登記所から県へ直接通知されることに伴いまして、不動産を取得された方が一定期間内にその取得された不動産の登記を行った場合には、不動産の取得の事実に係る県への申告を不要にするよう、県税条例の改正を行いました。

その改正に伴いまして、不動産取得税の課税免除及び不均一課税の規定があります、高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例、高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例、高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例、この4つの条例につきまして、必要な改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきまして、御説明申し上げます。先ほどの4つの条例における不動産取得

税の課税免除等の適用を受ける際の届出につきましては、現行におきまして、県税条例における不動産の取得の事実に係る県への申告の際に行うことと規定されておりますため、今回の県税条例の改正に伴い、令和5年度から県への申告が不要になる方についての届出期限の規定が必要となりますことから、新たにその規定を設けようとするものでございます。

施行日は令和5年4月1日でございます。

税務課の説明は、以上でございます。なお、県の森林環境税に対する御意見や、令和5年度以降の使途等に関する御質疑は、同席しております林業環境政策課からお答えをさせていただきます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 歳入予算の県税について、金額で25億円なにかし、率で3.7%のマイナスという説明の中で、主だった理由は課長から、昨今の景気は持ち直しゆうけど、一方で、物価高騰等でマイナス要因と、そういうのを積み上げてこうなったとありました。1点確認ですが、この県民税の個人ですね、説明欄で、均等割と所得割が伸びているということやったですかね。

◎阪本税務課長 はい。そのとおりでございます。

◎上田（周）委員 そんな中で、この議会が21日に始まって、予算書をいただいて。個人的には昨今の全国的な景気回復で、4年度と同額程度でマイナスはないかなあと思いつたところが、この法人税なんかすごい落ち込みですよ。次の日に全国紙で、令和5年度の地方税収当初予算が、47都道府県で42都道府県がプラス成長と。高知県が5つの中に入ってます。それは全体的にどういう要因ですか。特に法人2税については、長崎なんかはすごい伸びなんです。あっさりした話、企業が少ないとか、それだけではないと思うけど、その辺は何か分析されてますか。

◎阪本税務課長 委員のおっしゃいますとおり、全国的には税収の伸びがあるということは認識させていただいております。ただ高知県の場合、法人2税に関しましては、いわゆる法人の方の構成といいますか、その部分で若干他県と異なる部分があるんじゃないかというところなんです。具体的に言いますと、本県には約1万4,000社の法人がございまして。そのうち上位30社で納税額の34%を占めるというような構造になっております。その30社の動向によりまして、法人2税の税収にかなり影響してくるというところでございます。なかなか全国と比較して、ずれという言い方はおかしいですけど、ずれが出てくるというような状況になろうかと思っております。

◎上田（周）委員 説明を聞いて、特異な状況ということが分かりました。

もう1点、今、県内34市町村の議会がやっています。高知新聞へ、高知市はじめ11の市、四万十町とか黒潮町とか、私の地元のいの町も表になって出ています。11市のうち土

佐清水市だけ税収が0.2%、あとの10市と黒潮町、四万十市とか4点、四万十市が一番伸びてたかな。普通、市町村民税が伸びたら、県民税も連動していますよね、6割、4割で。私たちが払っているのは、市町村民税が6割、県民税が4割ですよ。その市町村税が伸びているのに県民税が伸びていないというのは、この配当割とかいう分が伸びてないという理解でいいですかね。

◎**阪本税務課長** 個人のほうにつきましては、所得自体が大体前年よりちょっと伸びておるところでございまして、おっしゃられるように、配当割ですとか株式等の譲渡のほうはかなり落ち込みましたことから、そういう意味でマイナスになっているところがございます。あと法人2税につきましては、一応うちの見込み方としたら、地方財政計画という国が出した数字を基にして見込んでおるところでございしますが、ちょっと構図が違いますので、丸ごとそれを使えるというわけにはなりませんので、その部分は若干加味させていただいております。ただ、ベースになります地方財政計画の数字を見ましても、当初比でいきますと伸びてはおるんですけども、決算の比率でいくと結果的に落ち込んでいる状況にはなっております。

◎**塚地委員** 森林環境税のところ、令和5年度の主要新規拡充事業で、環境不動産の評価事業委託料というのが900万円ぐらい入ってるんですけども、今回、環境不動産を県が導入することに関連することだと思うんですけど、評価事業委託って、具体的にどういうことになるんですか。

◎**竹崎林業環境政策課長** この環境不動産というのは、一般的に環境に対して建物を評価するCASBEという既存のものがございまして。それは環境面の性能が優れているとか、環境の負荷が少ないとかいったことを評価するものでございまして。高知県版の環境不動産というのは、それにさらに加えまして、木材の利用の程度をきちんと評価して、環境不動産として認定をするというものでございまして。県の木材利用に関しまして、きちんと確認をしていくということ、今のところの予定では木材協会に事務を委託して行っていくことを考えております。

◎**塚地委員** その環境不動産を入れることによって、インセンティブを働かせるために、不動産取得税を免除、減額、どちらかになっていると思うんですけど、大体想定して、不動産取得税がどれぐらい減りそうみたいなのはあるんでしょうか。

◎**竹崎林業環境政策課長** 不動産取得税の減免につきましても、一定想定はしております。数字は1億2,000万円です。これまでも木造化されてきた建物をきちんと評価していくということと併せて、新しく木材利用を広げていって、その広げた施設の増加分が減免できるものと試算をしております。

◎**塚地委員** これまでも一定やってきた事業の上に、今回、条例で出されてきたものが、上乘せになるんですかね。今回初めてということによろしいんですか。

◎竹崎林業環境政策課長 環境不動産につきましては、今回初めてでございます。対象が非住宅建築物と4階建て以上の住宅建築物ということになっておりまして、こうしたものに対しまして、県では設計の支援をしてきた部分がございます。今回の、この条例に基づく環境不動産につきましては、認定されたものにつきまして不動産取得税の減免、あるいは容積率の緩和といった別の新たな制度になっております。

◎塚地委員 不動産取得税の免除ということの影響額が、この1億2,000万円ということなんですか。

◎竹崎林業環境政策課長 そのとおりでございます。

◎塚地委員 それは単年度で。

◎竹崎林業環境政策課長 単年度でございます。

◎塚地委員 一応この条例は、5年の時限的な条例案になってたと思うんですけど、想定としたら、毎年毎年この1億2,000万円が、不動産取得税として県に入ってこなくなるということなんですか。

◎竹崎林業環境政策課長 はい、そのとおりでございます。さらに木造化を進めていくということを考えておりますので、入ってこない額という面では増える可能性もございます。

◎塚地委員 それって、1億2,000万円入ってこない分、どこへ補填するかという、そこは木材を使ってもらうことで相殺するという考え方ってことですか。

◎竹崎林業環境政策課長 環境不動産の中には、木材を使用することに対する地域の経済の波及効果も見込んで評価するようにしておりますので、そうした効果があらわれることを前提に、税を免除するということでございます。

◎塚地委員 その条例そのものが、ここでの議論になるわけじゃないんで。また所管の委員会のほうで深めていただいたらいいのかなと思うんですけど、その影響額が、税の関係で気になったんで、ちょっと確認させてもらいました。

◎野町副委員長 この第5期森林環境税、私も大賛成でございます。譲与税も含めて国がつくった上でさらにというのは、やっぱり日本一の県がやるべきことだろうと思うんですが。驚愕するのは、4期ですから20年やってるわけですね。これで森林環境税のことを知らない、あるいは使い道が分からないという方が7割いらっしゃる。このことは大変反省すべきこと、恥ずかしいことじゃないかなと、大変嫌らしい言い方ですけどもすごく思いました。かつ、この延長に対して、もう90数%の方々がやるべきだと言っていらっしゃる。制度は知らない、使い道も知らないんですけど、9割以上は賛成してると。私はこれ何かある意味作為的に感じるような数字じゃないかなと思ってまして。これは作為的であるということではないですよ。でも、私はそれぐらいおかしい話だと思うんです。

それで、森林環境学習も含めてこの税、あるいは使い道についてPR、アピールをする、県民に知っていただくための新規事業というのがあられるわけですね。合計で大体3,800万円、

税収の1億7,000万円ぐらいの22%に当たりますけれども。このことでどれぐらい、この環境税に関して認知度を上げていくのかという目標はあるんですか。

◎竹崎林業環境政策課長 申し訳ございません。認知度自体を何割まで上げていくという目標は、今の時点では持ち合わせてございません。これまでの取組で非常にPRが下手やったというところは、私どもも反省しているところでございまして、それを新規事業の中で、しっかりPRをしていきたいと考えております。

◎野町副委員長 20年間、更新、延長ということで。5年ごとに4回なんですかね、こういうことを調査してるはずなんですね。7割は知らないというのは、知っている方が増えてきているのか、減ってきているのかどうなのか。少なくとも5年に1回は調査しているはずですから。そこら辺はどうなんですか。

◎竹崎林業環境政策課長 まず森林環境税が導入された頃というのは、4割から5割近い方が認知をされていたと。これは森林環境税の導入に関して、非常に取り上げられたこともございまして、県民の中に浸透していたということでございますけれども、やはり取組が継続してくる中で徐々に下がって行って、近年は大体この程度だったかと思います。これは今後高めていく必要があると考えております。

◎野町副委員長 最後にしますが。500円の血税をそれぞれもらってる、かつ国税とだぶってもらってるということで、当然、そんなものは要らないんじゃないかという県民の方々もいらっしゃるわけです。この調査の中では数%しかいらっしゃらない、賛成だということですから、すごい県民性だなとは思いますが。ただ、やはり知っていただくということは、物すごく大きなことだと思います。ですから、これは目標を立てるべきじゃないですか。

◎竹崎林業環境政策課長 はい。おっしゃられるとおりだと思います。済みません、目標が全くないと申し上げましたけれども、これより向上させるということが今あるぐらいで、さらにしっかりした目標を立てていきたいと考えております。今以上ということではなく、立てていきたいと考えております。

◎野町副委員長 分かりました。ぜひお願いします。

◎森田委員 20年前に森林環境税を高知県で先発でつくった。名前が非常にいいじゃないですか。名前で全て分かる、500円ぐらいやったらということで、いよいよ徴収システムも完成して。後発で国が取りだして。500円が森林環境に限らず地球環境に貢献するというのなら、もう徴収システムも完成しちゃうし、取っ払いこうということで。何を言いたいかわいたら、徴税額の用途をきちっと説明することだけが抜かっちゃうわけよ。認知度を上げるじゃいう話は、後からでも全然いいけど。後発の国と一緒にあって、皆さんから500円いただいた。あのときにも、これでやめようかという議論もあったけど、継続しよう。あとはね、皆さんのためになってるんですよ、高知県だけやなしに、都会の人にも、地球

環境にもよくなって、こんなふうに使ってますよ、という事業の説明をきちっとしていったら、認知度云々よりも、きちっと浸透していくと思うんで。500円やけど、1億7,000万円も集まりゆう。最初は4,000万円か5,000万円かぐらいやったかな、少なかったと思うけど、1億7,000万円も集まりゆうということで。最初は随分残っちゃって、しっかり使わないかんねと。せっかく皆さんが徴税に応じてくれゆうんでいうこと。あとは事業効果の説明なんかをしっかりとすることよ。皆さんも大方の人がこの徴収システムで、地域環境に貢献しゆうというんだったらということやから、きれいに使うて、きれいに説明をしていく。非常にいいんじゃないですか。この高知県発進が、国のグリーン化の税制も、後からやったけど合流してくれた。ちょうど20年前につくったんやけど。なかなか名前そのものが事業を表しちゆうという、非常に分かりやすい。皆さんが、内容はよう分からんけど500円ぐらいやったらしっかり使ってくださいねという意味やから。内容の説明をしっかりと、後追いでやっていくことが大事やと思うね。

◎竹崎林業環境政策課長 まさしく、おっしゃられるとおりでございまして、きちんと事業を使って、例えば最近では森林環境学習の取組自体は広がっておりますので、そうしたことをしっかりと伝えていくようにしたいと思います。それと、これまでの20年間の中には、県民の皆様からいただいた税で、それをPRに使うよりも、山に使ったほうがいいんじゃないかみたいな議論もございまして、一時PRにお金を使えなかった時期もございましたけれども、最近ではこうしたこともございますし、皆様からしっかりとPRするよというお言葉をいただいておりますので。事業の効果をきちんと示す中で、お金を使うところには使ってPRしていきたいと考えております。

◎森田委員 これやっぱりね、ソフトにきっちり使うていかんと。前はお金が累積したんで、直接、間伐の事業費に使いたいとかいう議論なんかもあったんやけど。けど本旨が、そういうふうには地球環境に資するように、いわゆる宣伝効果をきちっと入れて、皆さんの生活ぶりまで影響できるような、大きな立ち位置でものを進めていくという話やから。間伐へお金使ったら、あつという間になくなるけど、そこはそこでね。もともとの事業導入理念をきっちりやって、宣伝効果を上げて、全体の森林管理に使うていくと、そんなことですから。取った後はきれいに後追いで事業説明をしっかりとしていったら。もう定着しちゆうんやから、しっかりとやりなさいよ。

◎徳重総務部長 総務部としても、まさに先人の皆様がしっかりと制度を議論していただいて、全国に先駆けて、高知県では森林環境税を導入してきて、これまでいろんな、今となってはグリーン分野に資する事業に充ててきたわけでございます。なお、今委員からお話がありましたけれども、その後に国のほうで森林環境譲与税という、これは必ずしも二重ではないんですけれども、森林の環境を守っていかないといけないという必要性から、国全体の制度としてもできたわけでございます。そういった、国が後から追いついて

きたというような制度でもございましたので、そこは今回改めて用途についてはっきりと整理をさせていただいたところがございますので、今回の県の独自の森林環境税のほうについては、ソフト事業でしっかりとアピールをさせていただくということを、整理をさせていただいているところがございます。そこは、担当部のほうからもしっかりとアピールをして、認知度の向上に努めていきたいと思っております。

◎大石委員長 今、各委員からお話が出ましたけど、県民世論調査を見たら、若い世代ほど全然知らないんですね。だから本当に浸透してないと思いますし、やっぱり減税するのはなかなか難しいから、何となく置いたみたいに思われないようにしないといけないと思うんですけども。その中で、平成14年につくったときに、当面この課税期間ですね、これ5年というのがそもそも適当なのかどうかということもあると思うんですけども、5年って結構長いんですね。議員だって1期4年で。あるいは5年前に担当課でいた人はもういない時期に、また次の議論をするということですけども。今回この課税期間については議論はなかったんでしょうか。これは税務課ですか。

◎竹崎林業環境政策課長 事実といたしまして、今回は課税期間に関する議論はございませんでした。県民の方に世論調査でお示しするときにも、5年間延長することに対しての御意見ということでございます。

◎大石委員長 それは分かるんですけども、その5年というのが、これまで運用してきた適当なのかどうかということですよ。税の在り方として、5年据え置いて5年間でやるというのは、見直し期間がもっと短くてもいいんじゃないかという気もするんですけど。

◎徳重総務部長 委員長がおっしゃるように、例えば国税とか地方税の特例とか、いわゆる税を軽減するようなものは、2年単位、3年単位で見直しをしていくのが結構多うございます。一方で、このように超過課税という形で県民の皆さんに御負担をお願いするものですので、ある程度制度が安定的に運用される必要もございます。そういった場合には、やはり5年ぐらいで、ある程度のスパンをとって、安定的に税をお願いすることが必要かなと思っております。5年の期間は妥当な期間ではあるかと思ひまして、今回は特にそこは強く議論はせずに、5年で延長させていただいているところがございます。

◎大石委員長 安定するというのは非常に重要なことですけども、一方で、事業自体は見直していくんですけど、税の在り方そのものもやっぱり。若い世代がほとんど、10代でいうと9割が知らないという数字を考えたら、そもそもの必要性とかを問われないように、ぜひ頑張っていただけたらと思います。

それでは、以上で質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

◎大石委員長 ここで休憩します。再開は3時45分といたします。

(休憩 15時25分～15時44分)

◎大石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先ほどの環境不動産の関連で、答弁の修正があるということです。

◎徳重総務部長 先ほど環境不動産の減収額について、年間1.2億円と申し上げましたけれども、正しくは8,700万円程度が1年間の減収見込額となります。修正をさせていただければと思います。

#### 〈デジタル政策課〉

◎大石委員長 次に、デジタル政策課の説明を求めます。

◎本村デジタル政策課長 まず令和5年度当初予算について、説明をいたします。お手元の資料の②当初予算の議案説明書の58ページをお願いいたします。

歳入予算の項目について、御説明をいたします。まず最初の7分担金及び負担金ですけれども、これは県庁ネットワークの運用経費等に係る公営企業局からの負担金でございます。

3行下の9国庫支出金ですけれども、こちらは携帯電話の基地局整備に関する国からの補助金でございます。

3行下の14諸収入ですけれども、こちらは電子申請システムやウェブ会議システムの市町村の共同利用に伴う負担金ですとか、情報セキュリティクラウドの運用管理に関する市町村からの負担金、あとは給与の法定外控除に関する関係団体からの手数料などを見込んでいるものでございます。

次のページをお願いいたします。当課の歳出予算について御説明をいたします。総額ですけれども、18億円余りでございまして、前年度と比較をいたしますと、2億1,000万円余りの増、前年度比約13%の増となっております。主な内訳について、右側の説明欄で御説明をまいります。

まず、1人件費は、当課職員の人件費となっております。

2 デジタル県庁推進費につきましては、次の行以降に内訳がございまして、まず1つ目の電算処理委託料は、給与システムなど基幹業務のシステムの保守運用に要する経費でございます。

次の県庁ネットワーク運用等委託料は、本庁や出先機関が接続している県庁ネットワークの運用保守や整備、ヘルプデスクの業務などに要する費用でございます。令和5年度は、県庁ネットワークのサーバーOSの更新ですとか、無線LAN環境構築の拡大等によりまして、約4,700万円ほどの増額となっております。

1つ飛ばしまして、庁内クラウド整備委託料ですけれども、こちらは1つのサーバーを

複数のシステムで共有をいたしまして、ハードウェアの関連経費の削減を図る、庁内クラウドの運用に要する経費でございます。

次の社会保障・税番号制度システム整備委託料につきましては、マイナンバー制度における国の情報提供ネットワークシステムと接続するために利用する中間サーバーと、庁内の既存の業務システムとの間を連携させる機能を持つ統合宛名システムを運用するための経費でございます。

次に、行政サービスデジタル化等推進委託料ですけれども、こちらは行政サービスのデジタル化に関する取組が複数、計上されているものでございます。全庁共通で利用する電子申請ですとか、RPAの運用経費などのほか、各所属のシステム調達に関する相談対応や、調達前のシステム仕様の確認、見積書の精査など、調達支援業務の委託などに係る経費となっております。

この中には、デジタル技術を活用した抜本的な業務再構築、いわゆるBPRですけれども、その支援ですとか、マイナンバーカードによる職員認証基盤の構築などの新規事業も含まれておりますので、後ほどパワーポイントの資料で説明をさせていただければと思っております。

続きまして、次のページをお願いいたします。Web会議システム構築等委託料ですけれども、こちらはLWAN系において利用可能なセキュリティーの高いウェブ会議システムを運用保守する経費となっております、債務負担行為を現年化するものでございます。

1つ飛ばしまして、地方公共団体情報システム機構負担金にまいります。この地方公共団体情報システム機構、通称J-LISですけれども、全国の地方公共団体における電算事務の共同処理や研修事業などを行っている組織でございます。こちらは、当該機構に支払う負担金でございます。

1つ飛ばしまして、社会保障・税番号制度システム整備費交付金でございます。こちらはマイナンバー制度上、ある自治体がほかの自治体等との間で情報連携を行う際に、国のシステムと接続するために、中間サーバーを利用する必要がございますけれども、この中間サーバーについては先ほどのJ-LISが一括して運用しているところでございます。その経費を、本県を含む全国の地方自治体が、人口規模などを勘案しました一定のルールに基づいて案分するものでございます。

次の機器等維持管理費ですけれども、こちらは県庁ネットワークの機器や、通信回線の使用料ですとか、職員が自席で使用するパソコンやウイルス対策ソフト、オフィスソフト、サーバー室の借り上げ料などが含まれているものでございます。令和5年度は、庁内の無線LAN化に伴うアクセスポイントの購入費ですとか、1人1台ノートパソコンの機器のリース料、あとはディスプレイ等の購入費の増額などによりまして、約3,600万円の増額と

なっております。また来年度以降も必要となるソフトウェア等の経費について、債務負担行為をお願いしているところでございます。

次の事務費ですけれども、こちらは当課が入居している電気ビル別館の賃借料などでございます。

次に、3番の地域情報化推進費でございます。1行飛ばしまして2つ目の、スマートフォン活用サポーター養成事業委託料ですけれども、こちらは地域間、世代間におけるデジタル・デバイドを解消するため、スマートフォン活用サポーターを養成する事業でございます。デジタル・デバイドの解消の取組は国においても実施されているところですが、携帯ショップのない地域などでは、国の事業が十分には行き届かないところがございますので、今年度からデジタル機器に不慣れな高齢者などに対して、身近な場所で何度でも気軽に相談ができて、そしてスマートフォンの操作や活用方法を教えることができるような人材、愛称としてスマサポと呼んでおりますけれども、そうしたものを県で養成をいたしまして、来年度は8つの自治体で実施したいと考えてございます。

次の市町村業務改善支援事業委託料につきましては、後ほど補足資料で説明をいたします。

次の公的個人認証サービス運用負担金ですけれども、こちらはインターネットを通じて各種の行政手続を行う際に利用する、公的個人認証サービスのシステムを運用しているJ-LISに対して、都道府県が一定のルールに基づき案分して負担をするものでございます。

次の総合行政ネットワーク運営費負担金ですけれども、こちらは全国の地方公共団体や国のネットワークと接続している総合行政ネットワーク、通称LGWANと呼んでおりますけれども、この運用管理に要する経費をJ-LISに対して都道府県が一定のルールに基づき負担するものでございます。

次の移動通信用施設整備事業費補助金は、市町村が行う携帯電話の基地局整備に対する補助金でございます。従前より国の補助制度を活用して実施してきたものでございます。令和5年度は、安芸市で1件の支援を予定しているものでございます。なお令和5年度からは、こうした国の補助制度を活用したものに加えまして、新たに県の交付金制度も設けることとしてございます。詳細については後ほど、補足資料で説明いたしますが、この整備した施設の運用に係る経費を支援するスキームになっておりまして、債務負担行為をお願いするものとなっております。

次の情報通信基盤高度化推進交付金は、市町村が行う光ファイバーの高度化を支援するものでございます。四万十町の案件について債務負担行為の現年化を行うとともに、日高村の案件について債務負担行為を新たをお願いするものでございます。

続きまして、次の61ページをお願いいたします。1番上の情報ハイウェイ運用費につき

ましては、民間事業者が提供する情報通信サービスを、第4次高知県情報ハイウェイとして使用するための経費でございます。

次の事務費には、主に2つの要素が含まれておりまして、1つ目が市町村DX推進アドバイザーの事業、もう1つは情報セキュリティークラウドの使用料、このあたりが主なものとなっております。

この2つについて具体的に申し上げますと、まず1つ目の市町村DX推進アドバイザー事業につきましては、市町村におけるデジタル人材不足の課題への支援といたしまして、今年度から元県内の市町村職員で、実務経験があり、総務省の地域情報化アドバイザーもお務めになった方を、市町村にアドバイザーとして派遣をしているものでございます。市町村のシステム調達におけるベンダーの調整でありますとか、市町村DXの必要性に関する研修、セキュリティー対策へのアドバイスなど、市町村の実務に踏み込んだ活動をしていただいているところでございます。来年度は、国の新たな地方財政措置を活用いたしまして、市町村におけるデジタル実装や、業務改善などをサポートする人材を拡充したいと考えております。

この1行の中にいろんなものが入っていて恐縮なんですけども、引き続きまして、情報セキュリティークラウドの使用料につきましては、県と市町村などがインターネットの接続口を集約した上で、24時間体制で監視を行うなど、高度な情報セキュリティー対策を実施するために構築いたしました、情報セキュリティークラウドの運用保守を委託するものでございます。

続きまして、次の62ページをお願いいたします。今年度、新たに債務負担行為をお願いするものを記載してございます。ソフトウェアの使用料や、共通基盤機器等の使用料、あとは情報通信基盤整備に関するものでございます。先ほどの説明と重複いたしますので、こちらの説明は省略をさせていただきます。

なお、下から2つ目に記載がございまして、携帯電話等エリア整備事業費交付金につきましては、後ほど補足資料で説明をさせていただきます。

続きまして、当課の新規の主要事業について、議案補足説明資料を使いまして御説明をいたします。議案補足説明資料の赤いインデックス、デジタル政策課の1ページ目をお願いいたします。

まずこちらが、県庁ワークスタイル変革プロジェクトの推進という資料でございます。課題の欄にございますように、現場で気づく課題が、県の政策決定に十分生かされていないのではないか。また、複雑化・多様化する行政課題に限られた職員で対応するためには、効率的な業務遂行が必要であると考えております。

このため、目的の欄にありますように、場所や紙にとらわれない働き方の推進や、抜本的な業務の再構築により、職員の現場主義に基づく働き方改革の実現を図る事業でござい

ます。

具体的な取組といたしましては大きく2つございまして、まず取組1としましては、職場環境を改善し、場所や紙にとらわれない働き方を推進するというものでございます。

①の全庁で進める取組といたしまして、職場の自分の席以外での業務を可能にするとともに、ペーパーレス会議の実施や電子決裁・書類審査を効率化するため、本庁等において、無線対応のモバイルパソコンやディスプレイの導入、ネットワークの無線LAN化を進めるものでございます。

あわせて②ですけれども、モデル職場としては、商工労働部の工業振興課、産業デジタル化推進課、雇用労働政策課の3課を想定してございます。これらのモデル職場で始める取組といたしまして、公用スマートフォンを導入するとともに、右側のレイアウトイメージの絵がありますけれども、什器を一新いたしまして、いつでも気軽にペーパーレス会議やオンライン会議ができるスペースや、官民協働で意見交換ができるスペースなどを設置いたします。これにより、どこでも業務が行える環境の検証を行いまして、コミュニケーションの活性化を図ってまいりたいと考えております。

さらに、業務集中席を設置することで、積極的にコミュニケーションを図る時間とは別に、1人で集中して業務に取り組む時間を確保しやすくすることで、効率的に業務を行うことを目指しております。モデル職場での課題整理や効果検証を行いまして、その後の展開を検討していきたいと考えております。

また、下のほうにあります取組2といたしまして、全所属を対象に抜本的な業務の再構築や、デジタル技術を活用した業務改善を推進いたします。具体的にはBPRですけれども、実施いたしまして、業務プロセス全体を見直して再構築するということで、ノンコア業務、例えばマニュアル化できるような定型的な業務のことですけれども、こうしたものを中心に、効率化や自動化を進めてまいりたいと考えております。これにより、コア業務に従事できるような時間を増やしてまいりたいと考えております。これらの取組によりまして、職員のワークスタイルの変革を実現してまいります。

なお、取組1の②モデル職場で進める環境整備のうち、3つ目のスマートオフィスの整備2,695万円につきましては、管財課から要求をしております。それ以外の経費6,798万円については、当課から要求をしているものでございます。

続きまして、次のページでございます。2ページ目をお願いいたします。来年度予算に計上している、マイナンバーカードによる認証基盤の構築について御説明をいたします。

まず上の概要欄にございますように、健康保険証や運転免許証との統合が予定されており、デジタル社会のパスポートとして将来的に誰もが保有するマイナンバーカードを職員認証基盤として利用することで、適切な行政資産の保護と行政事務の効率化を図る事業でございます。

現在、知事部局におけるマイナンバーカードの申請取得率は、12月末時点で78.7%、本庁ですと84.7%となっておりまして、年度末目標100%としておりますけれども、このような形で広まっているところでございます。

マイナンバーカードを庁内における認証基盤と位置づけまして、認証印刷、鍵管理、入退庁管理にて利用を開始いたしまして、その後、その他の利用についても検討を進めてまいりたいと考えてございます。

中段の①基盤構築の欄を御覧ください。まず、マイナンバーカードの仕組みですけれども、空き容量に認証に必要な情報を書き込むことができるカードAPシステムを利用いたしまして、職員認証のための利用者IDを登録いたします。次に、カードに登録した利用者IDと職員番号、所属とをひもづけをいたしまして、職員個人を認証する職員認証プラットフォームを構築いたします。最後に職員の様々な情報を管理する既存データベースと、職員認証プラットフォームとを連携させまして、職員番号と所属を同期させるというような仕組みでございます。このような基盤を構築いたしました上で、来年度導入する②から④の3つの仕組みについて、御説明をいたします。

②の認証印刷ですけれども、各部局の主管課等のプリンター認証印刷機能を追加いたしまして、マイナンバーカードをかざすことで印刷を出力させる機能でございます。メリットといたしましては、秘匿性の高い文書の出力管理、印刷物の取り違え防止によるペーパーレスの促進などが挙げられるかと思っております。

③の鍵管理につきましては、執務室、会議室の鍵管理システムを構築いたしまして、鍵の貸出し時にマイナンバーカードをかざすことで、必要な鍵を貸し出す機能でございます。メリットといたしましては、職員以外のなりすまし防止によるセキュリティの向上ですとか、鍵の自動貸出しによる使用や管理の効率化、あとは非接触による新型コロナウイルス感染症拡大への抑制などが挙げられます。

④の入退庁管理ですけれども、閉庁日、土日祝かと思っておりますけれども、入退庁管理システムを構築いたしまして、入退庁時にマイナンバーカードをかざすことで、職員の入退庁を確認する機能でございます。こちらのメリットとしては、鍵管理と同じくセキュリティの向上やシステム管理による利便性の向上などが挙げられます。

運用については、令和6年1月から認証印刷を開始いたしまして、6年3月から鍵管理と入退庁管理を開始したいと考えてございます。

また、マイナンバーカードを持たない方につきましても、業務に支障が出ないような代替措置を設けつつ、厳正な本人確認を行うことによりまして、適切な行政資産の保護を図ってまいります。

なお、①と②については、デジタル政策課から約1,400万円を、③と④については管財課から約1,469万円を、それぞれ要求をさせていただいております。

先ほど説明いたしました管財課に関わる予算についても、ただいま管財課長も同席をさせていただきますので、当課のこの質疑の中で、御質問についてはお受けしたいと考えております。

あわせて、カードアプリケーションシステムの利用については、番号法の定めにより、条例に定める必要がありますことから、条例の改正議案についても市町村振興課から提案をさせていただきます。ただ、条例改正の概要については、後ほど市町村振興課の当初予算説明の際にさせていただきますが、この職員認証基盤の取組そのものについての御質問は、当課の質疑の中でお受けできればと考えております。

続きまして、次の3ページ目をお願いいたします。市町村業務改善支援事業についてでございます。資料の左上、自治体を取り巻く状況でございますように、これまでの地方行政改革によりまして、自治体職員が減少しているところでございます。この先、いわゆる2040年問題に際しては、今よりもさらに少ない職員で、様々な行政課題に取り組まなければならないということが予想されております。

1つ下の欄ですけれども、このような状況を踏まえまして、近年ではICTツールを活用して、従来の半分の職員でも自治体機能を発揮できるような、スマート自治体への転換が求められているというところでございます。

総務省が策定いたしました自治体DX推進計画では、住民利便性の向上と業務の効率化を図りますため、業務改革、いわゆるBPRを徹底して、職員がこれまで以上に行政サービス向上に力を注ぐことができる環境づくりが必要とされているところでございます。

1つ下の欄ですけれども、この業務プロセス全体を見直して再構築するというBPRは、業務効率化のためにICTツールの導入を検討するに当たって、どの業務のどの部分に導入することが最適なのかということを図る上で有効な手法でございます。また、国から令和7年度までに対応すべきとされている、基幹システムの標準化においても有効かと思えます。

一方、県内の多くの市町村においては、マンパワーやノウハウが不足をしておりますことから、BPRに自ら取り組むというのが困難な状況にあるかと思えます。そこで県といたしましては、資料の右側にお示ししているような支援策を講じることとしてございます。

支援の方向性の箇所でございますように、独自にBPRに取り組めない市町村を中心に支援対象としていくことを念頭に置きまして、最大5つの市町村に対してBPRの支援を行いたいと考えてございます。そして、その成果をほかの市町村に共有することによって、県内全体への取組の拡大を図りたいと考えております。

具体的には、応募団体においては、資料中ほどの実施イメージにもあるような、職員ヒアリングですとかワークショップなどを織り交ぜながら、全庁業務の流れや業務量を見える化した上で、高い改善効果が期待できる業務を選択した上で、業務フローの改善施策を

つくり上げていくというような支援を予定をしております。

今回の事業によりまして、応募団体においては現行業務の確認や業務改善施策の構築に取り組んだ経験やノウハウが習得され、今後さらにBPRに取り組む環境が整うものと考えております。

また、応募団体以外の団体においても、応募団体においてどのような取組が行われて、どのような成果が得られたのかについて、できるだけ詳細な情報共有を図ることで、今回の事業の成果を広く県内に拡大させていきたいと考えております。

続きまして、次の4ページ目をお願いいたします。携帯電話等エリア整備事業費交付金についてでございます。こちらは、市町村が行う携帯電話の基地局整備に対する支援でございます。先ほど御説明した移動通信用施設整備事業費補助金、すなわち国の補助金によるメニューに加えまして、新たに県として令和5年度から追加したいと考えている支援メニューでございます。

資料の左上、現状の欄ですけれども、県内の携帯電話のエリアの整備状況につきましては、人口カバー率は99.9%を超えてはいるものの、令和3年度末時点で県内ですと25市町村、約400世帯が依然としてエリア外となっているところでございます。

一方で、資料の右側ですけれども、昨年3月末に発表されました国のデジタル田園都市国家インフラ整備計画におきまして、令和5年度末までにエリア外人口をゼロにするという目標値が定められたところでございます。

県では、携帯キャリア各社に対して、これまでも県内のエリア外地域の解消について働きかけをしておりますけれども、1つ下の課題の欄にもありますとおり、携帯キャリア各社の取組として5G携帯電話基地局の整備にリソースを割いているところでございまして、各社の自助努力による整備が困難な状況かと考えております。また、自治体が公設で携帯基地局を整備する際の国の補助事業はございますけれども、市町村にとっては自己負担がネックとなっております。整備が進まないといった課題もございます。

県といたしましては、資料の中ほどにございますように、県民誰もがデジタル化の利便性を享受するためには、最も身近なデジタル機器として普及しているスマートフォンを、県内どこでも利用することができる環境整備が必要というところを理想といたしまして、その認識から支援を強化するものでございます。

資料の下の欄にありますように、交付額につきましては、国の補助事業を活用する際の過疎債などの交付税措置等を除いた市町村実質負担額のうち、3分の1に相当する額としてございます。また、交付金のスキームにつきましては、資料右下のとおり、基地局整備が完了した翌年度以降に支出するものとなっております。これは市町村の光ファイバーに対する県の交付金スキームと同様のものになってございます。

ここまでの、デジタル政策課の令和5年度当初予算案の概要でございます。

次に、令和4年度の補正予算について御説明をいたします。お手元の資料の④補正予算の議案説明書の25ページをお願いいたします。

デジタル政策課の歳出予算の補正額は、全体としては3,500万円余りの減額補正となっております。

右側の説明欄で、主な項目を御説明いたします。1人件費は、市町村からの派遣職員に係る派遣元への負担金によるものでございます。

2 デジタル県庁推進費の1つ目、機器等維持管理費は、回線使用料及び通信料が当初の想定を下回ったことによるものでございます。

3 地域情報化推進費の公的個人認証サービス運用負担金は、J-LISの令和3年度決算に基づきまして負担金の還付が生じまして、令和4年度の負担金額が減額となったことによるものでございます。

4 情報基盤整備費の情報通信基盤高度化推進交付金は、当初、室戸市における公設光ファイバーの設備高度化の支援を予定しておりましたけれども、こちら交付要件を満たしていない状態でしたので、室戸市が交付申請を取りやめたことから、当該予算額が不用となったものでございます。

デジタル政策課の説明は以上でございます。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎塚地委員 いろいろお聞きしたいことがあるのですが、1つは、マイナンバーカードを持っていない職員って、先ほどの数字だと22、23%まだおいでというような状況の中で、先ほどの御説明があった、いろいろ庁内の出入りに使ったりするというようなことで、その持ってない方の対応はどんなふうになるのでしょうか。

◎本村デジタル政策課長 御指摘のマイナンバーカードを持っていない方におきましては、代替措置などを設けることとしております。例えば認証印刷につきましては、マイナンバーカードを使った印刷のほかに、従来型の印刷の方法も残すというものでございます。あとは鍵管理ですとか入退庁管理につきましても、鍵の受け取りなどの際には、本人確認を個人がお持ちの身分証明書等を行うといった形で、マイナンバーカードを持っていないから部屋に入れないとか、そういったことにはならないように代替の措置を設けるものでございます。

◎塚地委員 マイナンバーカード、そもそも基本的には任意ですよということがあって。それで、最初は税と社会保障と災害対応という3つの部分で限定的に使えるとなつたものが、今どんどんひもづけされるものが広がってきています。今、国会で議論されているものがもし通つたとすると、法的な規制もなく、法律で定めなくても、いろんなところにひもづけができるという法案になっているように読み取れるんですけども、そういう状態になったカードを、日常的に持ち歩いて活用することのリスクというのは結構大きいん

じゃないかと思ってて、そこらあたりはどんなふうにお考えでしょうか。

◎本村デジタル政策課長 まず前提となっている国会の議論については、県庁としてもよく勉強してまいりたいと考えております。その上で、リスクの面ですけれども、このマイナンバーカードというのは、極めて高いセキュリティー技術が施されているものと認識しております。例えば携帯されるという意味では紛失とか、そういったことを御懸念されているのかなと推察いたしますけれども、そういった場合、まずマイナンバーカードには写真がついておりますので、ほかの人が勝手に使うということは難しくなっている。あるいはマイナンバーカードの中にある、いわゆる秘密鍵といった、ほかの人に知られてはいけないICチップの中にある情報を無理に読み取ろうとすると、そのチップが壊れるといったような仕組みですとか、あとは万が一落とした際にも相談の窓口があるというような形で、安全な技術が複数施されているカードであり、さらにその万が一落とした場合のことも想定された設計になってございます。こうした安全な技術が使われているカードを今後用いるということについては、妥当ではないかと考えているところでございます。

◎塚地委員 そちらのお話としては、危ないものを持ち歩くという話にはならないと思うし、万全を期すのは当然のことなので、役割としてそういうセキュリティーをいかに充実させるかということは、当然やっていただかないといけないことだと思います。

もう既に免許証とか健康保険証とかの一体化という方向で、事が進んでいるようになっていきますけれども、県庁職員だけでなく、県民全体でいうと、大体同じような感じで、25%ぐらいがまだ持ってらっしゃらないのかな、その数字って分かりませんか。

◎本村デジタル政策課長 マイナンバーカードの県内の状況ということですが、2月末時点で申し上げますと、申請件数率では68.1%となっております。

◎塚地委員 7割は切ってるという状態なんですよ。そういう状況の中で、この方々は、マイナポイントを付与しますとかいろいろ言われてもつくってないという方々で、これを任意で、つくってもつくらなくてもいいですよとなったときに、こういう状況なのに健康保険証と一体化するというようなことになると、これは任意と言えるのかという問題も出てこようかと思ってます。先ほど出ていました、マイナンバーカードを持っていない人たちをどうするかという対策というのは、一定恒久的なものじゃないといけないんじゃないかと思うんですね。これから持たせるということにはならない人たちという判断も必要だと思うんで。ここまでやっても、なおかつ持ってないという状態なんで。それを強制的に健康保険証と一体化させるということは実質的強制になるんで、それは私たちとしては、納得がいかないなと思っていて、今の段階でこのシステムを導入するべきなのかというのは思っておりますね。県庁職員でも、やっぱり24%持ってないという状況の中で、このシステムを導入する必要があるのかと。

どういう意味で、西内議員が質問の最終に、いろいろ急がなくてもいいんじゃないって

おっしゃった、質問の最後の締めくくりの中身はちょっと分かりませんが、そこは少し様子を見る必要もあるんじゃないかなというのが私の意見です。部長どうぞ。

◎徳重総務部長 先ほど課長から答弁させていただいた数字は、あくまで県民の申請率でございまして、今回我々がやろうとしているのは、職員でございまして。このマイナンバーカードを使った、作業の効率化につながるような職員自体は、本庁でいうと84.7%でございまして。あくまでアンケート結果ではございましてけれども、15%程度が取っていないというだけであって、8割を超える職員がマイナンバーカード自体は取得していただいております。

また、保険証の話は今回のこれとは関係はございませんけれども、あえて申し上げますと、やはりマイナンバーカードの1つの課題となっていたのが、利用環境の少なさとか、もう少し利用シーンを増やしてほしいという声、制度の導入時からあったというところでございます。やっぱりマイナンバーカードを使う機会がないので持たないよという課題があったわけですから、まずは職員に限ったところではございましてけれども、我々としてはそういった利用シーンを増やして行って、この未来のパスポートであるマイナンバーカードを持つことのメリットを広げていくことが必要だと思っております。

◎塚地委員 ここでその議論をやってもあれなんですけど。先ほどの入退室のチェックとかにマイナンバーカードを使うというのは、国のほうでも多分既に始めておられるんじゃないかと思っておりますけど、国はどんな状況ですか。

◎本村デジタル政策課長 私も1年前はまだ国の職員でございましたけれども、入退庁の際には、改札のようなゲートのようなものがございまして、原則としてはそこでマイナンバーカードをタッチする形で入庁をする形になってございました。

◎塚地委員 外務省とか防衛省も、同じ形でやられていますか。

◎本村デジタル政策課長 私が知る限りでは、霞が関の省庁は基本的にはマイナンバーカードで通る形になっていたと記憶をしております。

◎塚地委員 多分、これからいろんな情報をそこに集積するということに、私が聞いているのは、外務省と防衛省は、そういうマイナンバーカードに一元化して、それを日常化することについては見合せてほしいという要望は省庁から出ているという。それは私のほうのニュースソースなので、事実関係は調べていただいたらいいと思うんですけど、私はその情報を聞いて、やっぱり完全にリスクがなくなるとは言えない状況だということの裏返しじゃないかと思って、私の思いでは、そうなることを大変危惧しているという状況ですね。デジタル化が全部いかんという話じゃなくて、マイナンバーカードの活用方法というのは、個人情報という問題も含めて、もっと慎重であるべきじゃないかと。それを、庁内でこういう形で使うように広げていっていいのかという危惧は、今も拭えないということなんです。

◎徳重総務部長 塚地委員の御懸念というところでございますけれども、一方で、答弁の繰り返しになってしまっていて恐縮ですけども、マイナンバーカードの利用シーンを増やすべきという意見もございます。やはり家の中に眠らせておくのではなくて、1つのカードでいろんなことができるようになれば便利だから、その1枚を持っていれば各種の行政サービスを受けれると。保険証との一体化もそうでしょうし、今回のような、我々が独自でやってるのは、例えば図書館、オーテピアのカードとの一体化とか、代わりに使えるようになるという。それがお財布の中に1枚あれば、保険証なり利用証を持たなくても、その1枚だけでいろんな生活シーンで使っていけると。そういったところは、住民、県民の利便性につながっていくだろうということです。マイナンバーカード、取得していただいている方が全国で言うと9,400万枚を超えている状況です。そういう方々の利用シーンを増やしていくことで、利便性を感じてもらうことは必要なんだろうと思っております。

◎塚地委員 利用シーンを増やすということは、一方では情報を蓄積するということになるわけですよね。そういう個人情報が1つに集約されるという。それはマイナンバーをつくるときに財界側の求めでもあったわけで、そういう流れを無防備に進めていいのかなというのは、やっぱりいろいろ議論をしても納得がいかないです。

◎徳重総務部長 ちょっとテクニカルなところで1つだけ申し上げますと、今回の職員の入退庁とかに使うものもそうなんですけれども、職員自身の個人情報をマイナンバーカードのICチップに入れるわけではございません。今回の話であれば、あくまで利用者のID、無機質な番号を入れて、その番号が本体のデータベースとマッチングして、この人は職員なんだなというのを照合するだけなので、その番号自体が仮に外で何か出たとしても、それ自体で個人情報の流出ということにはならないとなっております。

◎塚地委員 その場面においてはですね。

◎野町副委員長 先ほどのお話の中で2つありまして。1つ、塚地委員のお話の中で、私がこの間実体験をした話をさせていただくと、安芸市のタウンミーティングがありまして、公民館単位でやってるんですが、そこに参加をさせていただいた。私を含めて市議員以外の参加者5名の高齢女性、100%マイナンバーカードを登録してませんというお話でした。なぜかと聞くと、メリットがよく分からない、そして塚地委員のお考えに近い方々もいらっしやった。しかし安芸市も含めて、土日を含め庁舎を開放し、スーパーを開放し、そしてドコモショップも含めて開放し、登録を一生懸命手取り足取りやっていただいておりますが、近未来のお話、メリットの話をすると、ほなやるという話になるんです。タウンミーティングに来てた市役所の担当の皆さん方におつなぎをしたのは、この状況をしっかりと市長にも幹部にも伝えてくださいと。それは、一般の方々がタウンミーティングに参加をしてくれてる高齢の女性、100%登録をしてないという状況について何が悪いのか。メリットと近未来の絵図が周知をされてない。ただそれだけなんです。分かった、雅樹君やる、

というて登録をしてくれたんですね。そういうことなんだろうと思います。県がどうのこのじゃない、市町村の末端は一生懸命手取り足取り、本当に頑張っていたらという事は、ほんのこの間のエピソードであります。

私が聞きたいのが、この補足資料の4ページ。携帯電話のエリアの交付金を、県単で新たにやっただけということ、大変ありがたいと思っております。また、国の事業で安芸市の畑山地区を含めて御尽力をいただきまして、大変ありがとうございます。中谷議員を含めてお願いをしまして、3年経過をいたしました。本当にやっただけということで、中西総務副大臣にも御尽力いただいて、ありがたいことでもあります。

ただ1つ、畑山地区はずっと山の奥ですので、すごくよく分かるんです。しかし同じように携帯電話が届かないところ、安芸市の下山というところが、もう国道のすぐ上ですが、使えないということ。そこは農業地帯でありまして、農業振興部で一生懸命やっておりますI o Pクラウド、SAWACHIに加入をしてるんです。ところがハウスにいて電波が届かないので、「これは駄目ですね」って言われたという話なんですよ。

何が言いたいかというと、届かない400世帯、あるいはハウス数も含めてとなるかもしれませんが、県が一生懸命推進をしようとしているデジタル化に対して、「ハウスに電波が届いてないからこれは駄目ですね」で終わり、じゃないですよ。市役所にも行ってもらいました。現地も調査してもらいました。しかし、この国の事業ではできません。携帯電話のキャリアの電波増幅器を紹介したで止まっているんですね。それはちょっとおかしいんじゃないかと思いましたが、この交付金が新たにできるということは、市町村も取り組みやすくなるということなので、国の事業以外に、この県単の事業によって、私が先ほど申しました安芸市の国道のすぐ上の地域で、携帯電話が使えるようになるのかどうなのかという話を、端的にお願いできたらありがたいんですが。

**◎本村デジタル政策課長** このページでお示しをしている事業については、一義的には国の補助金を念頭に置いているものでございまして、この事業が直ちに今の御指摘のものに当てはまるかということ、直接は難しいのかなとは考えてございます。しかしながら不感地域がまだ残るという中で、副委員長が御指摘されたような、いわゆるハウスのようなところ以外にも、県内にはまだまだ複数電波が届かないところはあると認識をしております。この点、国でもデジタル田園都市国家構想に基づく協議会というものを立ち上げておりまして、そこで各地域の方々、通信事業者、そしてもちろん県も入って議論をして、今後の対応を検討していきましようというような場も設けられるようになってきましたので、そういったところでニーズを勉強させていただいて、今後の施策に生かしてまいりたいと考えてございます。

**◎三石委員** 本当に、時代は進んできてるなど。私らもうついて行けれんねというようなことを、森田委員に話したとこですけどね。県庁のワークスタイルの変革プロジェ

クトの推進って、こういう課題があって目的、よく分かります。だからこうしようというね。時代の流れやね。マイナンバーカードを用いた職員認証基盤の構築ももうそういう時代に来てるのかなと思いますけど、これをやることよっての課題よね。大事な情報が勝手に漏れやせんかと、えいように利用されんかということ、物すごい心配されてると思うんだけど。この県庁ワークスタイル変革プロジェクト、いろいろ職場での課題があると思うのね。会話が全然なくなるとかね。何か課題、問題点がありやせんろうかと思うわけね。ええことばかりじゃないと思うんやけど。どう捉えてますか。

◎徳重総務部長 基本的にはいろんなところで、その場で仕事が解決していくとかで、メリットをお話させていただきましたが、例えば、フリーアドレス制とかを導入してしまうと、管理職の方が、職員一人一人の管理をするのが難しくなってしまうんじゃないかとか、どこでも仕事ができるというのは、逆に言うと職員同士が横に座ってのコミュニケーションがとりづらくなるんじゃないかと、そういった懸念というか課題がございます。やはり今までの県庁の仕事というのはチームワークで、みんなで一緒になって課題に当たってこういうところがメインでございましたので、このような新しいスタイルを導入すると、そういう弊害も出てくるかなとも思っております。ただ、一人一人のコミュニケーションが足りなくなるという弊害に関しても、テレワークとかで顔を見ながら、しっかりとコミュニケーションをとれるような時間も設けていく。ツールも設けて、時間を取って、むしろコミュニケーションを増していくほうに使ってもらいたい。あとは、いろんなところで仕事を進めるということで、なかなか仕事や時間に追われてしまうといったところも、できるだけ作業の効率化をすることよって、集中して仕事ができるようにしようとか。集中する席とかも設けてみたいと思っておりますので、そういった課題を、新しい仕事の仕方のところのメリットに変えていきたいと思っております。

◎三石委員 そういうことでしょうけどね。不易と流行という言葉がよく使われますよね。確かに時代の流れで、こういうことになっていきよります。桑名議員の質問でもあったし、西内議員の質問の中にもあったと。私も過去、そういう言葉で、幾ら時代が進んでも変わっちゃならんものを守っていかないかんということ、訴えたこともありますけど、その部分をかっちり押さえていかないと。やっぱり向かい合うことから始まるんでね。教育にしたって何だって。こういうことになればなるほど、その部分を物すごく研究してやっていかないといけないと思うんですね。そういうことにならないように、こういうような方向でというようなことを今、部長が言われたから。やってくれるとは思うんだけど。

◎徳重総務部長 一般質問でいただいたところは、デジタル化の弊害として、人との関係が希薄になるのではないかと。仕事を進めていく、社会の中で生きていくには人が基本だということを、今回の一般質問と、あと三石委員の過去の議会のときの一般質問などでもいただいたのは、我々としても重く受け止めております。やはり県庁の仕事を進めていくの

は、職員同士のコミュニケーションであったり、あとはサービスの相手である県民の皆様との意思疎通であるということで、人を大事にしていけないといけないというのは、重く受け止めております。デジタル化によってそこが軽んじられたり、関わりが薄くなることはデジタル化の一番の懸念点だと思いますので、利便性だけをとって、人との関わりはコアにやっていけるように、意を用いてやっていくようにしたいと思っております。

◎三石委員 国のほうもそういうことを考えつつやってるとは思いますけどね。特にそこらあたりをお願いしたいと思えますね。

◎徳重総務部長 人を大事にすべしというところを、重く受け止めてやっていきたいと思えます。

◎塚地委員 市町村の業務改善支援事業の先ほどの御説明の中でも、職員数を減らすということが、目的化するといけないと思うんですよね。例えば高知市なんか結構デジタルが入ってきて、道路の改良の要望なんかも、市民の皆さんが写真を撮って、ぱっと送ったら担当課に要望が届くというようなシステムになっている。そうなっていくと、現場はかえって仕事が増えてきて、人がたくさん要るようになるということになるんで、利便性が進んだから職員数は減らしていいんだということにはなっていないと思う。この業務改善の支援事業をするときも、人と人との関係が自治体にとってどれほど大事かということは伝えながらやっていただきたいと思えます。

◎本村デジタル政策課長 ただいまの御指摘のとおりと思えます。この事業の実施に当たっては、単に労働強化的な意味合いで人を減らすことを前提にするのではなくて、業務の効率化ということを重視をしまいたいと思えます。

発想という意味で申しますと、ワークスタイルの変革プロジェクトの絵の中でも、ノンコア業務を減らすということに対して、そこで直ちに人を減らすということではなく、コア業務、本質的に住民の皆様に必要な仕事ということになるかと思えますけど、そういったことを総体的に増やしていくという思想で、この資料もつくっているところがございます。御指摘のような考え方も重視して、取り組んでまいりたいと考えております。

◎黒岩委員 モデル職場として商工労働部の3課ということですけど、やる期間はどれぐらいなんですか。

◎本村デジタル政策課長 まずは、令和5年度予算ということですので、この令和5年度全体を通して実施をしていきたいと考えているんですけども、今の時点で、既に事前の事務的な御相談というのはさせていただいておまして、例えば書類を減らしていかないと新しい仕器を入れにくいということもあります。今の業務のことを知っている職員の方々に、今の段階から事務レベルで、仮に書類を減らすとしたらどの書類を減らせるかなといったことを相談させていただいているところがございます。

年度内の状況につきましても、なるべく年度のお尻になってようやくということではな

く、例えば次の年度の予算要求をしていく上で、どこがよかったかを振り返られるように、年度の途中でも成果が見えるような形で取り組んでまいりたいと考えております。

◎黒岩委員 そうなると3課で、メリット、デメリットをトータル的に検証して、6年度からは全庁的に広げるという発想ということですか。

◎本村デジタル政策課長 御指摘のとおり、最短であれば令和6年度当初となるかと思えます。理想としてそこを目指して、なるべく早く、どこがよくてどこが悪いかが把握できるように、努めてまいりたいと考えてございます。

◎上田（周）委員 業務におけるペーパーレス化の徹底で思い出したのが、昭和56年ぐらいに千葉県の幕張メッセで、その時点から民間中心にペーパーレス化という話があったんですよ。例えば役場の税務行政で、10人でカバーしながら机を並べてやったものが、その機械を導入することによって5人で済みますよと、そしたら5人政策企画ができますと、組合とやった記憶があります。1つ言いたいのは、そのマイナンバーカードが84%ぐらいカバーできているという話で、16%残ってますよね。県庁の職員の中で得意な人もおると思いますが、逆の方もおると思いますが、ぜひその16%の人が取り残されないような方向で。流れは十二分に承知してますので、その辺を大事にしていきたいと思えます。

◎徳重総務部長 上田委員がおっしゃるように、まだ15%ちょっとはマイナンバーカードを取得していない職員がいるところでございます。今回は、土日の閉庁日に登庁してきたときに、今は名簿にいちいち記入して入っているといったところを、マイナンバーカードを使うことによって効率化できるといったところでございます。もちろんまだ、平日も含めて全部やるとかではございません。ただ、そういった土日の手間をできるだけ効率化させていくために、今回システムを入れるというところでございます。委員が御懸念されているように、マイナンバーカードの取得を強制するお話ではございませんので、お持ちでもない方が土日に登庁したときには、今までの形などを使いながら本人確認などもして、ちゃんと登庁できるように、鍵も借りられるようにという、代替手段をしっかりと確保した上で、この取組は推進していきたいと考えております。

◎大石委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、デジタル政策課を終わります。

お諮りいたします。以上をもって本日の委員会を終了とし、この後の審査については、13日に行いたいと思えますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎大石委員長 それでは、以後の日程については、13日月曜日午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了いたします。

(16時43分閉会)